

青森県津軽地方における官地民木林の史的展開過程

赤池慎吾 *

The Establishment and the Historical Development of *Kanchiminboku* Forest in the Tsugaru Area of Aomori Prefecture

Shingo AKAIKE *

目 次

1. 問題の所在
 - 1.1. 研究の背景
 - 1.2. 研究の目的
 - 1.3. 研究の方法
 - 1.4. 対象時期と区分
- 注・引用文献

2. 前史：弘前藩における林野制度
 - 2.1. 弘前藩の木材生産
 - 2.2. 弘前藩の林野制度
 - 2.2.1. 御本山
 - 2.2.2. 見継山
 - 2.2.3. 抱山
 - 2.2.4. 仕立見継山
 - 2.2.5. 田山
 - 2.2.6. 野山
 - 2.2.7. 秣場
 - 2.2.8. 館山（建山，建林，立山）
 - 2.2.9. 漆仕立山
 - 2.2.10. 試植林
 - 2.3. 弘前藩林野制度と土地所有権
- 注・引用文献

* 東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻林政学研究室

* Lab.of Forest Policy, Department of Forest Science, Graduate School of Agricultural and Life Science, The University of Tokyo

3. 第1期：官地民木の成立（1876～1882）

3.1. 青森県における官林の形成

3.2. 青森県における官民有区分

注・引用文献

4. 第2期：官林解放運動の展開と国有林野法制定（1883～1899）

4.1. 官林解放運動の発生

4.1.1. 官林解放要求とその動き

4.1.2. 官林経営の展開

4.2. 森林法及び国有林野法による官地民木の取り扱い

4.2.1. 森林法

4.2.2. 国有林野法

注・引用文献

5. 第3期：不要存置官地民木林の大規模払下げ（1899～1945）

5.1. 国有土地森林原野下戻法

5.2. 不要存置国有林野売払規則による官地民木の大規模払下げ

5.3. 『青森大林区署統計書』よりみる官地民木林箇所数・面積の推移

5.3.1. 「不要存置保安林売払処分に関する件」による減少

5.3.2. 仕立見継山の存廃区分変更

注・引用文献

6. 第4期：国有林解放運動を契機とした官地民木の消滅（1945～1993）

6.1. 東北地方における国有林解放運動の展開

6.2. 国有林野整備臨時措置法による官地民木の減少

6.3. 「屏風山整備に関する覚書」締結による屏風山官地民木林の解消

注・引用文献

7. 考察

7.1. 官地民木の歴史の変遷

7.2. 青森県津軽地方における官地民木の成立要因

7.3. 国有林管理経営の中での官地民木の取り扱い

7.4. 国有地入会権からみる官地民木の意義と今後の課題

注・引用文献

謝辞

要旨

Summary

1. 問題の所在

1.1. 研究の背景

わが国における国有林の成立は、1869（明治2）年の版籍奉還により幕府や藩が直接管理経営していた幕藩有林・部分林及び無主林野が明治政府に接収され、次いで1870（明治3）年の社寺上知令により境内を除く社寺領の森林が同様に処理され、これらが官林として府県の管轄下に置かれたことに始まる¹⁾。その後、1873（明治6）年の地租改正の一環として、1876（明治9）年から1881（明治14）年にかけて実施された官民有区分により膨大な林野が官有地に区分され、わが国における国有林の基礎が確立された。

周知の通り、この一連の過程で民有地設定基準に地域差が生じ、官有地は地域的に偏在する形となった。とりわけ東北地方における民有地設定基準は厳格であり、青森県においては林野面積の88%²⁾を官有地が占める結果となった。明治期以降、膨大な官有地が形成された青森県では、官有地の制限的な利用は認められたものの、旧入会山への入会慣行が禁止されたことで県民生活は困窮し、さらには農林業の停滞を招いたと指摘されている³⁾。

しかし、国有林偏在地帯の青森県においても、村持入会山・個人持山林が近世を通じて自家消費のための薪炭材・建築用材・採草地又は水源林として利用されてきた。明治期以降、青森県津軽地方ではそれらの入会慣行の対象地は民有地とはならず、国有地上に入会慣行を継続する「官地民木」の形で住民の林野利用が行われてきた。官地民木とは「地盤が官有＝国有で、そこに生立している立木が住民の所有」⁴⁾という形態であり、そのほとんどが青森県内の旧弘前藩域内⁵⁾に偏在している。

これまで、官地民木における住民の権利関係は、国有地上に入会慣行が存在する事例として入会研究者の強い関心が向けられてきた。川島らは屏風山⁶⁾を対象に官地民木の立木所有者は国有地上に対する毛上支配の権利集団であり、国有地上に入会権を示すもっとも良い例であると述べている⁷⁾。屏風山以外の事例では、青森県鱒ヶ沢町の黒森山を事例に官地民木の入会慣行を通史的に分析し、住民の入会慣行が国による制限を受けないこと、伐採後も天然更新による立木の権利を取得することなどから官地民木の法的性格は国有地入会権であると小林が指摘している⁸⁾。その後、最高裁1973（昭和48）年3月13日判決において、青森県西津軽郡屏風山官地民木の事例から国有地上に入会権が存在することが判示され、国有地上の入会権を否認した大審院判例（1915（大正4）年3月16日判決）は変更されるべきものとした極めて重要な判決が出されている⁹⁾。

このように既存研究では、対象時期・対象森林を限定的に取り扱い国有地上の入会慣行の実態解明に焦点が置かれていた。そのため、なぜ青森県津軽地方に官地民木が偏在し、住民の入会慣行が国有林野法上の貸付・委託林（共用林）・部分林あるいは特売等の権利に転化されずに、住民の入会慣行が継続されてきたのか。そして、国有林の管理経営の中で住民の権利がどのように位置づけられ、その後の払下げ方針にも関わらず平成に至るまで官地民木が存続せしめたのかは明らかとなっていない。

1.2. 研究の目的

そこで、本稿では、官民有区分により膨大な国有地が創設された青森県津軽地方における、1) 官地民木の歴史の変遷を整理すること、2) 官地民木の成立要因を明らかにすること、3) 国有林管理経営の中で官地民木がどのように取り扱われてきたのかを明らかにすること、の3点を目的とする。

1.3. 研究の方法

本稿は、資料に基づいて官地民木の成立過程とその後の歴史的展開を明らかにする。既存研究には一次資料が比較的多く引用されており、官地民木の歴史的展開を追う上で重要な役割を果たす。そこで、本稿では、既存研究の引用資料や叙述の過程で要約・省略された資料等を極力紹介しながら、官地民木の史的展開を再考する。大正期以降は、官地民木林の箇所数・面積の推移を追う形で官地民木の史的展開を整理した。

援用した資料は、法律や通達などの法律資料、統計などの行政資料、市町村史などの郷土資料、及び東北森林管理局青森事務所（旧青森営林局）に保管されている関係資料等である。

なお、引用した資料は原則として元資料に基づきそのまま表記した。

1.4. 対象時期と区分

本稿は、青森県津軽地方に官地民木が成立した背景と、その歴史的展開を捉えることを目的としているので、対象とする時期は近世から明治時代初期の官地民木の成立、そして国有林野法制定を経て官地民木が消滅する1993（平成5）年までとする。

時期区分については以下のようにした。まず、弘前藩の林野制度を扱った江戸時代を前史とし、官民有区分により官地民木が成立した1876（明治9）年から1882（明治15）年頃までを第1期とした。次に官林解放運動の発生から1899（明治32）年の国有林野法制定までを第2期とした。

続いて、国有土地森林原野下戻法及び不要存置国有林野売払規則施行により官地民木の払下げが開始された1899（明治32）年から戦前までを第3期とした。そして、戦後の国有林野整備臨時措置法施行から屏風山整備に関する覚書締結により官地民木が消滅する1993（平成5）年までを第4期と区分した。

前史：弘前藩における林野制度

第1期：官地民木の成立（1876～1882）

第2期：官林解放運動の展開と国有林野法制定（1883～1899）

第3期：不要存置官地民木林の大規模払下げ（1899～1945）

第4期：国有林解放運動を契機とした官地民木の消滅（1945～1993）

注・引用文献

- 1) 萩野敏雄（1984）日本近代林政の基礎構造：明治構築期の実証的研究.225pp.,日本林業調査会,東京.p.31-61.
- 2) 第18回山林局統計年報によると、1893（明治26）年現在、青森県では官有地が1,055,230haを占め、民有地は僅かに140,325haを占めるにすぎない（青森県農林部林務課（編）（1970）青森県における入会林野等の実態：青森県内林野入会慣行調査報告.356pp.,青森県農林部林務課,青森.p.36.）。
- 3) 松原邦明（1966）国有林法制の当面する若干の問題（その1）.弘前大学教育学部紀要16（A）.pp.1-14.
- 4) 小林三衛（1968）国有地入会権の研究.557pp.,東京大学出版会,東京.p.299.
- 5) 本稿では、弘前藩の支藩である黒石藩を含めて弘前藩と表記する。
- 6) 屏風山とは、青森県津軽半島西部に広がる防風防砂林で、1682（天和2）年に植栽が開始された。その面積は約4,900町歩にわたる。
- 7) 川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三（編）（1969）入会権の解体Ⅱ.526pp.,岩波書店,東京.p.9-37.
- 8) 小林三衛（1968）前掲書.p.299-307.
- 9) 中尾英俊（編）（2004）戦後入会判決集第1巻.403pp.,信山社,東京.p.214-216.

2. 前史：弘前藩における林野制度

2.1. 弘前藩の木材生産

弘前藩の成立及び木材生産の沿革については、すでにいくつかの文献及び研究があり、ここではそれについて必要な限り適宜要約するにとどめる¹⁾。

1567（永禄10）年、大浦為信（後の津軽為信）が南部勢力を一掃し、1589（天正17）年に秀吉より朱印状を下附され弘前藩の基礎を築き上げた。その後、津軽氏は1869（明治2）年に版籍を奉還するまで12代にわたり津軽地方一円を統治していた。その領土は推定429,993町歩、うち林野面積が67%を占め木材生産は稲作生産と同様に藩の重要産物として位置づけられていた²⁾。

弘前藩成立初期の木材生産は、領内の木材需要に応える御用材生産が中心であった。領主直轄生産による無秩序な伐採は天然林の枯渇をもたらし、いわゆる尽山化現象が深刻化した。4代津軽信政の治世に至り、森林資源回復のための利用規制と造林政策が展開されていく。信政が政下には留山・停止木の設定、盗伐・野火の取締り等の利用規制が強化され、弘前藩林野制度の基礎が築かれていった。同時期には新田開発の一環として津軽半島西岸の海岸防砂林の植林活動が開始され、延長10里・幅1里におよぶ屏風山の造成事業が開始されている。

中期以降は、天然更新に加えて領主直轄による積極的な造林事業が展開され、1693（元禄6）年から1702（元禄15）年の9年間に135万本以上の造林が実施されている。また、この頃より伐出施業に輪伐施業法が導入され、木材生産が回復したといわれている。

このように、弘前藩における林野の管理経営は、強い利用規制と育成的林業の展開により実現されてきた。明治期以降、弘前藩により管理保護された膨大な蓄積を誇る津軽半島のヒバ（ヒノキアスナロ）、南津軽方面のスギは国有林経営の重要な資源として明治政府に引き継がれることとなった。

2.2. 弘前藩の林野制度

官地民木の成立過程を明らかにするためには、弘前藩における林野制度の概略を示す必要がある。本稿では、林野庁（編）『徳川時代に於ける林野制度の概要』³⁾（特に出典を断らない限りは、同資料に拠っている）に依拠して、弘前藩林野制度の概略を示すと共に、管理収益の主体を林野庁（当時の山林局）がどのように把握していたかに焦点を当てる。

2.2.1. 御本山

弘前藩の森林面積の大部分を御本山が占め、藩は81ヶ山⁴⁾を五大区域に分けて管理経営していた。御本山の管理保護は山奉行以下の山方役人がこれにあたり、取締りは山方締役及び山役人が実施していた。

1798（寛政9）年、藩は山林事務の大改正を行い、御本山並びに田山・館山・仕立見継山は山役人と山下村々が相互に取り締まることとなり、山下村々は五軒組合を組織し連帯責任で藩より委任された御本山の保護管理が命じられた。隣保共助を原則とする五軒組合による御本山の管理は大きな効果を発揮したといわれている⁵⁾。

御本山の伐採制度は留山と明山に明確に区分され、前者は飢饉等の緊急の場合には御救山として開放されたが、それ以外は原則禁伐林である。留山における伐採・採草は厳しく取締りが行われ、留山の停止木⁶⁾を盗伐した者は村追放に処された。また、留山内で柴薪を採取した者だけ

ではなく盗伐者を含む五軒組合に対しても罰を過料に換算し科刑された。

明山は藩が御用木を伐採し、二番末木及び三番末木は伐木代金の7分の3を徴税させ村々に払下げた。また、明山のうち藩が許可した場所に限り民間の者による薪炭・秣等の採取が認められ、対価として山手米・野手米を納付した。御本山は「管理収益の主体が藩に在るもの」に定義されている。

2.2.2. 見継山

見継山は御本山の伐採跡地を村民に見継がせ（見継とは保護監守の意味）、天然生の稚樹（主としてヒバ）を撫育し成林させた林野を指し、村民が伐採を申請した際には審査の上伐採を許可した。伐採の際には柚役を納め、製炭を行う際には釜役を納める。伐採者には代木植栽が義務づけられ、ヒバ・スギ1本に付スギ10本、マツは1本に付スギ5本、雑木も過分に伐採する際にはスギ5本を代植させた。見継山は「管理収益の主体が藩に在るもの」に定義されている。

2.2.3. 抱山

村・個人が御本山の無立木地に藩の許可を得てスギ・マツ・その他の樹木を植栽し（これを試仕立と呼ぶ）、6～7尺に生育した頃に成林検査を受けて格別精巧であり、且つ御本山の経営に支障が認められない場合には抱山として抱山証文を下附せられた。土地・立木ともに植栽者の所有であり林地の売買も可能であった。当然、柚役及び釜役は無料だが、貢租として300坪に付銀1分以上の抱山役金を上納させた。伐木に際しては藩の許可が必要であり、伐採後の再造林が命じられた。

1682（天和2）年以降、抱山制度の創設により上層農を中心に森林の私的所有が認められていくようになった。しかし、津軽地方は中央市場からみて最劣等地であったこと、飢饉の頻発や近世中期以降の全国的な木材需要の停滞等から大山林所有の形成に至らなかったと指摘されている⁷⁾。

抱山は「管理収益の主体が村に在るもの」及び「管理収益の主体が個人に在るもの」に定義されている。

2.2.4. 仕立見継山

仕立見継山は村・個人が御本山の無立木地に藩の許可を得たうえで試仕立を行い、成林検査を受けて抱山証文が下附せられるを原則とするが、植栽者に専有せしめがたい林地に限り仕立見継山証文が下附されたようである⁸⁾。

藩が伐採して利用する場合は、植栽者に伐採木の代金は支払われず無償であった。植栽者による建材や薪炭材の伐採は藩の許可を得た上で認められ、伐採した材木は藩の極印を押ししたもののみ利用・販売が許された。その際の柚役は免除され無償だが、製炭を行う際には藩有地の使用料として釜役を上納した。林地の売買は自由に行うことはできない。また、見継山と同様の代木植栽が義務づけられた。

仕立見継山は「管理収益の主体が村に在るもの」と「管理収益の主体が個人に在るもの」に定義されている。

2.2.5. 田山

田畑用水のための水源涵養を目的に村により植栽されたもので、成林検査を受けて田山元帳に

記載された。植栽木には落葉闊葉樹が奨励された⁹⁾。枯損木以外は原則禁伐林であるが、用水方資材の材木及び飢饉等の場合は伐採が許可された。貢租は免除されたが、林地の売買は認められない。田山は「管理収益の主体が村に在るもの」に定義されている。

2.2.6. 野山

柴草生地の野山は、村民による薪・草の採取や馬の放牧等が行われた。開墾適地であれば田畑へと開墾され、樹木植栽適地であれば試仕立を行い、成林後に抱山や仕立見継山となることもあった。採草には田畑宅地の高10石に付野手米4升、柴薪を採取する際も同様に所有する田畑宅地の高10石を基準に山手米5升を賦課させた。野山は「管理収益の主体が村に在るもの」に定義されている。

2.2.7. 秣場

村民の秣・刈敷用草等の採草地である。秣場は野山より居住地に近接し、里山(里地)に多く見られた。貢租は野山と同様に山手米・野手米を納めた。秣場は「管理収益の主体が村に在るもの」に定義されている。

2.2.8. 館山(建山, 建林, 立山)

屏風山造成時に弘前城の南北部と木造地方にあった、軍備のために保護育成された禁伐林で、藩が直接経営した。村民による伐採・採取はもちろんのこと周辺に田畑を開くことも禁止されていた。後に弘前藩士が弘前城下に帰還した際、村々へ売買譲与され仕立見継山と同様の管理保護がなされたといわれる。

林野庁は館山を「管理収益の主体が村に在るもの」に定義しているが、これは館山の後者の性質を容認したためである¹⁰⁾。

2.2.9. 漆仕立山

藩が津軽塗の材料となる漆樹栽培を奨励したもので、個人が御本山の無立木地や山裾等にある平坦地の割渡¹¹⁾を受けて自費で漆樹を植栽した。「干山^[マツ](本:加筆)以上ヲ栽植セシモノハ平民ト雖モ帯刀ヲ許シ郷士ノ格式ヲ興ヘ漆守ト称セリ」¹²⁾ ことから藩により漆樹の栽培が積極的に奨励されていたことがわかる。収穫された水漆及び漆実は2割を藩に上納し、残り8割は水漆100匁に付銀5匁、漆実は1升到付銀3匁が住民に支払われた¹³⁾。ただし、屋敷地内や畑地等の貢租を上納している土地に植栽したものについては御役が免除される¹⁴⁾。漆仕立山は「管理収益の主体が個人に在るもの」に定義されている。

2.2.10. 試植林

そのほか、林野の種類ではないが、抱山・仕立見継山と同様に試仕立を実施したが明治維新により成林検査が中断したため、藩による証文が下附されなかった林野が相当数存在したようである。これらは官民有区分の際に試植林と名づけられた。

試植林は抱山・仕立見継山と同様に「管理収益の主体が村に在るもの」と「管理収益の主体が個人に在るもの」に定義されている。

2.3. 弘前藩林野制度と土地所有権

以上、弘前藩における林野制度を列挙したが、ここで林野の所有権について整理しておきたい。

杉本（1976）は所有権上の法的解釈を広義に解釈すると、いずれの林野も御本山または藩有原野の中の名称であり、抱山も藩の都合によっては藩山となったことから一時的に民有としての利用が許容されていたにすぎないとしている。少なくとも抱山証文を所持している間は林地に対しても私有権的な権利を有していたと考えられるが、仕立見継山・田山・漆仕立山等の性質は林地に対する管理処分を包括するものではなく、毛上に対する権利であったといえることができるであろう。もっとも徳川幕藩体制下の封建的土地所有においては、近代的土地所有権が成立していなかった又は不完全な状態であったことを考慮すべきであろう。

植栽者の自費植栽¹⁵⁾により成林した各種林野は、代木植栽等の規制や藩の都合による林種転換が行われたものの、藩は植栽者である村・個人の収益を認め、管理を植栽者に任せていた。このことは、林野庁による管理収益の主体による区分でも、御本山・見継山は藩、その他8種は村又は個人にあるものとしていることから明らかである。

いずれにしても、弘前藩においては村・個人の申請による藩有地の自費植栽が積極的に行われ、成林後は自費植栽された林野が村・個人の管理収益の下に置かれていたことがわかる。

以下、植栽者の自費植栽により成林した林野である抱山・仕立見継山・田山・試植林・漆仕立山を中心に官民有区分における査定を見ていくこととする。

注・引用文献

- 1) 主要なものとして、白河太郎（1911）帝国林制史.265pp.,有隣堂,東京.,農林省（編）（1932）日本林制史資料弘前藩.676pp.,朝陽会,東京.がある。近年書かれたものには、黒瀧秀久（2005）弘前藩における山林制度と木材流通構造.177pp.,北方新社,青森.,脇野博（2006）日本林業技術史の研究.342pp.,清文堂出版,大阪.がある。
- 2) 黒瀧秀久（2005）前掲書.p.5.
- 3) 林野庁（編）（1954）徳川時代に於ける林野制度の大要.771pp.,林野共済会,東京.pp.49-74.
- 4) 黒瀧秀久（2005）前掲書.p.11.
- 5) 遠藤安太郎（1938）山林史上より観たる東北文化之研究.391pp.,日本山林史研究会,東京.pp.210-216.
- 6) 山漆（ヤマウルシ）、槐（エンジュ）、槻（ケヤキ）、桑（クワ）、桐（キリ）、松（マツ）、檜葉（ヒバ）、杉（スギ）、榎（サワラ）のほか桂（カツラ）、栗（クリ）、朴（ホオ）も停止木に指定された。
- 7) 黒瀧秀久（2005）前掲書.p.112.
- 8) 杉本壽（1976）林野所有権の研究.883pp.,清文堂出版,東京.pp.113-114.
- 9) 遠藤安太郎（1934）日本山林史保護林編上.908pp.,日本山林史刊行会,東京.pp.707-713.
- 10) 杉本壽（1965）林野所有権の基礎的研究：森林の名称ならびに性質とその所有権的分析.114pp.,青森管林局,青森.pp.46-62.
- 11) 渡辺喜作によると、漆仕立山における割渡とは、「この土地に漆を植栽してもよろしいという藩の意思表示であって土地の利用許可に相当するもの」であるとしている（渡辺喜作（1984）津軽藩の漆仕立山について.林業経済434.pp.17-28.）。
- 12) 白河太郎（1911）前掲書.pp.54-55.
- 13) 白河太郎（1911）前掲書.pp.54-55.
- 14) 渡辺喜作（1984）前掲書.p.22.
- 15) 当時、苗木には頂戴苗と自分仕立苗が用いられた。頂戴苗の植栽は社寺林の造成に用いられたが、そのほかに植栽した資料は見つかっていない。屏風山の事例では、藩からの造林補助は全体の1.5%に過ぎず、大部分は山下村々の負担により行われていた（杉本壽（1976）前掲書.pp.304-306.）。

3. 第1期：官地民木の成立（1876～1882）

3.1. 青森県における官林の形成

明治に入り、青森県下の官林の所管はめまぐるしい変遷を遂げている¹⁾。1869（明治2）年、政府は藩有林を官林とし、その管理を民部省の所管とした。1871（明治4）年には、民部省廃止に伴い、官林は大蔵省勤農寮の所管となる。その後の官林の所管は、1874（明治7）年内務省地理寮（1877（明治10）年地理寮廃止）、1877（明治10）年内務省地理局となり、1878（明治11）年に内務省直轄になり、青森県下の官林は内務省青森地理局出張所に引き継がれた。

1879（明治12）年の青森県津軽地方における官林箇所数・面積は、一等官林51箇所・24万6,619町歩、二等官林46箇所・6万1,235町歩、三等官林66箇所・33万6,430町歩、禁伐林150箇所・4,932町歩、合計313箇所・64万9,218町歩となっている²⁾。

3.2. 青森県における官民有区分

青森県津軽地方では、官林体制の整備と並行して、1875（明治8）年から1876（明治9）年にかけて土地官民有区分が行われた³⁾。この官民有区分において民有とされたのは、「地所名称区別全改公布」（明治7年11月7日、太政官布告第120号）による「人民各自所有の確証ある耕地宅地山林等」であるか、「人民数人或は1村或は数村所有の確証ある学校病院郷倉牧場秣場社寺等官有地にあらざる土地」のみである。1875（明治8）年には民有地設定基準が緩和され所有の確証が無くとも、比隣郡村が入会慣行の事実を保証した場合は民有地第2種に編入することとなった。この基準に照らして官民有区分が行われていたとすれば、弘前藩の林野制度の大半は民有地第2種に編入されていたことであろう。

しかし、「従来ノ成績上ニ於テ所有スヘキ道理アルモノヲ民有ト定ムヘキノ件」（明治8年12月24日、地租改正事務局達乙第11号）によって入会慣行が単に薪や秣等の天然物の採取にとどまっていた場合や秣永や山永といった雑税を納めていただけの場合は民有の証拠とは認めない方針に転換された。

1876（明治9）年2月25日、青森県はこの方針転換に伴う官民有区分の処分について内務省宛に下記の伺いを出している。

「管下官林処分方之義ニ付伺

第一条

甲印

一 三等官林

是ハ津軽・三戸・北郡村々ニ有之处、地味至テ薄瘦磧确ナル故ニ、善良ノ樹木ヲ生セス、且ツ涵養水源土砂扞止ノ要地ニモ無之、将来存置致シ候テモ手数ヲ勞スルノミニ有之候間、地所立木共相当対価ヲ以テ払下可然哉

第二条

乙印

一 三等官林

是ハ前同断地所立木共、相当対価ヲ以テ払下候様致度候得共、当管下之義ハ薪炭及道路修繕、家屋建築等ニ此迄従来官林ノ中ヨリ払下候慣行ニ有之、然ルヲ今之ヲ一時払下候テハ、豪農商ノ手ニノミ落入、村民ノ難渋ヲ来シ候儀顯然ニ有之、去迎村々ハ分割払下候儀ハ、数ヶ村ニテ

迎モ目途相立難ク候間、右ハ存置致シ置本来番山繰之方法相設ケ、毎年五ヶ山乃至八ヶ山ノ立木伐採村民へ払下、其代価ヲ以テ跡地植立ハ勿論、一等官林中不毛ノ地へ樹木ノ適不適ヲ考察シ苗木植付、且ツ一等官林看守人給料支給致度、然レハ逐ニ繁茂可致義ニ付、御聞届相成候上ハ廉限リ見込取調尚相伺候様可致候

第三条

一 田山

是ハ津軽郡灌溉ニ乏シキ村々ニ於テ用水湧出ヲ要スル為メ、官林其他不毛之地へ村費ヲ以テ諸苗木植付、専ラ尽力繁茂為致、水下村々組合相定メ看^[マ]獲^[マ]致シ、伐木一切禁止之場所ニテ、素ヨリ官有地ニハ相違無之ニ付、水下村々へ相当ノ地価ヲ以テ払下候様致度候得共、夫カ為示来流末村々之者共耕地へ水利ヲ得シカ為メ、彼是自己ノ苦情申出候ハ必然之義ニ付、右ハ存置致シ置、是迄之通組合村々於テ看^[マ]獲^[マ]為致候様致度、自然^[マ]指障無之箇所ハ逐ニ水下組合村へ払下候様致シ可然哉

第四条

一 一等官林ノ内試植付林

是ハ津軽・北郡村々之者共、官林不毛ノ地へ随意ニ松・杉苗木植付、長サ凡六七尺ニ至り候頃旧藩庁へ願出、検査ノ上始テ抱山^{三百歩ニ付旧貸水一文地稅トシテ官納私有為致候ヲ云フ}ニ相成候所、右ハ未タ検査ヲ經サル分ニ候得共、村吏保証スルノミナラス、其区域判然自費植付相違無之場所ニ付、示来立木ハ人民私有トナシ、官有地第三種へ編入致シ、相当ノ借地料及区入費ヲ賦シ可申之所、一等官林全部中ニ此少モ立木私有為致候テハ、自然他ノ樹木障碍相成、且ツ管理向ニモ相関シ候ニ付、第一条三等官林払下之内ヨリ無代価ニテ代木下渡シ、官民混淆ノ樹木無之様致シ可然哉

第五条

一 取分林

一 仕立見継山

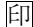
一 漆仕立山

一 見守山

一 三等官林之内試植林

是ハ津軽・北・三戸・二戸郡村々有之处、従来成跡上ニ於テ民有為致候道理有之、且ツ確証等モ有之ニ付、昨明治八年地租改正局御達乙第十壱号及十四号ニ基キ、耕地引続キ改正着手之際ニ付、逐テ地租改正局へ相伺候様致シ可然哉

右ハ当県御官下山林之義ハ、去ル明治七年示来調査候所、予テ申上置候通、管内十中ノ九ハ山嶽ニ有之、其内反別百五万町歩ハ官山ノ名称ニテ、従来私林ノ分ハ稍式万余町ニ過キス、其木数ハ僅少ナルモノニ付、前各項之通更正御処分不相成候^[マ]ハテハ、一般人民ノ難渋不容易義ニ付、逐テ地租改正局へ相伺候帳簿ヲ除キ、其地悉皆別冊箇所限り、反別木種取調帳及絵図面一覽表共相添へ申牒仕候間、御検査之上願之通至急御許可相成度、此段相伺候也

明治九年二月廿五日 青森県参事 塩谷良翰 

内務卿 大久保利通 殿」4. 5)

まず、これをみると、三等官林に編入された住民の自費植栽を基礎とする林野制度（田山・試植林・取分林・仕立見継山・漆仕立山・見守山⁶⁾）の処置に対して何いの内容が集中していることがわかる。三等官林は第1条で払下げの基本方針が示され、第2条で番山方式による住民の林野利用を提言し、その対価として住民に植栽・保護管理を委託する旧藩時代の森林管理策を提案

している。

第3条で田山は官有地に編入することを前提として、相当対価で関係村々へ払下げるつもりだが、水利をめぐる苦情が出るのが予想されるのでこれまで通り村々に管理させ、水利に支障がない箇所については下流村へ払下げる方針を示している。第4条では一等官林ノ内試植付林（試植林）は、立木を私有と認め本来であれば官有地第3種に編入して借地料を徴収するところだが、管理が煩わしいので代わりに三等官林の払下げ分から代木を下げ渡し、一等官林内に民有の樹木が無いように措置を講ずるとある。

以下、上記何いに対する内務省の回答である。

「書面伺之廉々左之通相心得可申事

第一条

取分林之儀ハ、第五条ニ逐テ地租改正局へ相伺云々ト有之候得共、甲印別冊^{三等職分}官林帳ト記載候条、該帳簿之内ニモ取分林混淆候哉、尚取調可申出ノ事

第二条

伺之通見込相立尚可申出、尤伐木代金ハ悉皆相絶跡地、並一等官林中苗木植付入費監守人給料等ハ、別段受取方申出候積取調候儀ト相心得可申事

第三条

禁伐林水源涵養之部ニ組込、帳簿上立木民有タルヲ明記シ置、看護之儀ハ是迄之通取計可申、尤自然差障無之箇所モ候ハ、処分方都度伺出候儀ト相心得可申事

第四条

見込之通り取調尚可申立事

第五条

山林名義之原由並従前取扱振等、夫々取調処分見込相立確証相添、当省へ可伺出事

明治九年四月十八日 内務卿 大久保利通 [印] 7)

第3条により田山は「禁伐林水源涵養之部」に組み込まれ、立木は民有と明記され従来通り村により管理が継続されることとなった。禁伐林とは、「官林調査假條例」（明治9年3月5日、内務省決議）に記載される「第十二条 水源涵養土砂扞止等ノ如キ全ク國土保安ヲ計リ存養スル者ハ三等ノ外別ニ禁伐林ノ名ヲ下シ置クヘシ」⁸⁾のことを指している。地盤の所有には触れていないが、青森県伺第3条を踏襲して官有地として存置する方針であると考えられる。

第4条の一等官林内試植林は、三等官林の払下げ分から代木を下げ渡して相殺させることが了承された。

第5条にかかる森林はそれぞれの由来及び旧藩時代の慣行を取調べるように指示が出ており、明確な答えは示されていない。同年、県庁は仕立見継山の査定に関して地租改正事務局に対し再び照会を行っている。

「青森県伺九年七月三日

当県管下山林原野等改正ニ付官有地立木ノ主定方ノ儀左ニ及御問合候

一 仕立見継山ノ事

是ハ津軽郡村々ノ内官山又ハ不毛地、諸苗木自費植木或ハ自生ノ樹木培養シ凶荒ノ予備或ハ各人民火災ノ節自由ニ伐採ヲ許シ候仕来ニテ隣村ニ於テモ其ノ私有タル事ヲ瞭知致シ候場所ニ付本年一月二九日御局山林原野官民有区別派出官心得書第一条ニ依リ所有主相定メ候様取扱可燃哉（以下略）」⁹⁾

県庁は仕立見継山について「官山又ハ不毛地」に住民が自費植栽或いは天然生の樹木を保護管理してきた森林で、住民の自由な入会慣行が存在することを確認した上で、「隣村ニ於テモ其ノ私有タル事ヲ瞭知致シ候場所」であるがどのように査定するべきか照会を行っている。上記の伺いに対し、地租改正事務局は次のように回答している。

「書面第一条第三条山林之儀従前純前^{〔ママ〕}タル官地へ自費ヲ以テ苗木植付培養等ノ成跡アルモノハ立木ハ無代下渡地所ハ官有ニ可相定尤一時伐木可致分ハ期限ヲ定メ貸渡拝借料上納ノ積人民^{〔ママ〕}下相願民有トシ差与無之場所ハ該地相当代価取調内務省へ可伺出・・・」¹⁰⁾

この結果、仕立見継山は「立木ハ無代下渡地所ハ官有ニ可相定」となり地盤は官有で立木が民有としての処置がなされた。すなわち、地租改正事務局は比隣郡村の保証だけでは民有の確証とは認めないとした「山林原野等官民所有区分処分方法」(明治9年1月29日、地租改正事務局議定)を基準として、「従前純前^{〔ママ〕}タル官地」であることを強調して地盤は官有地に組み込んだのである。また、すぐに伐採しない場合は10年¹¹⁾の期限を定めて有償貸付にして借地料を徴収する方針を指示し、民有として差支え無き箇所については相当の対価で地盤を売り払うこととなった。

以上より、青森県における官民有区分は一応終了し、弘前藩の林野は下記のように処分された(表-1)。

性質が明確である御手山即ち御本山と見継山は官林に区分され、抱山は民有林に区分された。仕立見継山は官地民木として三等官林に編入され、満期後に「返地」¹²⁾または下下げる目的で有償貸付となった。田山は民有禁伐林となっているが、この民有は立木の所有を指していると考えられる¹³⁾。館山は田山と同様に禁伐林であるが、官地官木の禁伐林に区分されたようである¹⁴⁾。漆仕立山はこの時点でなお処分が未定となっている。三等官林内の試植林は部分林として2官8民又は3官7民の分収割合で処理された¹⁵⁾。

その後、漆仕立山はウルシ・キリ・ツバキの3種に限り民有と認められ、その他の樹種は官有として処理された¹⁶⁾。さらに、複数の林野制度からなる屏風山¹⁷⁾が官地民木に編入されることとなった。

注・引用文献

- 1) 青森県下の官林の形成過程については、主として青森県史編さん近現代部会(編)(2002)青森県史資料編近現代1.761pp.,青森県,青森.pp.230-233.に拠った。
- 2) 青森県史編さん近現代部会(編)(2002)前掲書.p.269.
- 3) 松原邦明(1968)国有地入会の典型としての屏風山の権利関係に関する研究:屏風山北部を中心として.弘前大学教育学部紀要19(A).p.4.
- 4) 青森県史編さん近現代部会(編)(2002)前掲書.pp.266-267.
- 5) 文中の「甲印」は民有地とすべき林野を指し、「乙印」は官有地にすべき林野を指す(大橋邦夫(1990)公有林における利用問題と経営展開に関する研究:山梨県有林を事例として.354pp.,東京大学博士論文.pp.25-26.)。
- 6) 見守山は南部藩林政における林野の種類である。藩有地に住民が自費植栽または天然林更新樹を撫育した林野で、藩がその管理を見守人に任用して材木使用の特権を与えた。
- 7) 青森県史編さん近現代部会(編)(2002)前掲書.pp.266-267.
- 8) 農林省山林局(年号不詳)林野官民有区別処分ニ関スル法規集.316pp.,pp.85-92.
- 9) 筒井迪夫(1978)日本林政史研究序説.227pp.,東京大学出版会,東京.p.61.
- 10) 筒井迪夫(1978)前掲書,p.61.

- 11) 塩谷勉 (1959) 部分林制度の史的展開: 部分林より分取林への展開 .654pp., 林野共済会, 東京 .p.474.
- 12) 一般に「返地」とは, 土地所有権を民有から官有に変更することを指すが, 当時の官地民木に関する文書には, 「返地」という単語が, 官有地上の立木所有権を撤去させ, 地盤は官有地として存置させる意味で用いられている。
- 13) 杉本壽 (1976) は「民有」を地盤所有だと解釈しているが, これまでの経緯を踏まえると立木に対する所有区分であったと考えられる。
- 14) 杉本壽 (1976) 林野所有権の研究 .883pp., 清文堂出版, 東京 .p.300.
- 15) 塩谷勉 (1959) 前掲書 .pp.471-472.
- 16) 漆仕立山の査定基準には地域差がみられたようで, 北津軽郡全域及び西津軽郡の一部では民有林に編入されている (青森県史編さん近現代部会 (編) (2003) 青森県史資料編近現代 2 .809pp., 青森県, 青森 .pp.549-550.)。
- 17) 木村良悦 (編) (1963) 屏風山の沿革 .103pp., 青森営林局, 青森 .pp.14-15. によると, 1908 (明治 41) 年 11 月現在, 屏風山の林種別面積は, 試植林 294.1729 町歩, 仕立見継山 3,493.2709 町歩, 漆仕立山 44.3003 町歩, 田山 22.9812 町歩, 合計 3,854.7323 町歩となっている。

4. 第 2 期: 官林解放運動の展開と国有林野法制定 (1883~1899)

4.1. 官林解放運動の発生

第 1 期でみてきたように, 青森県津軽地方では地盤所有の確証の有無を基準として官民有区分が実施され, その結果, 藩有地に住民が自費植栽・保護管理してきた林野の大部分が官有地に編入された。そのため, 1876 (明治 9) 年の最初の査定以降, 仕立見継山・田山・試植林・漆仕立山は利害関係が官民両者に渡ることから民有引直しの請願が続出した¹⁾。これら利害関係が官・民に渡る 4 種が, その後の官林解放運動²⁾の対象となっていく。青森県における官林解放運動とは何であったのか。その根底を理解するためには, 官民有区分後の官側の対応だけではなく民側 (青森県行政及び住民) の対応を十分に理解する必要がある。

官林解放運動の展開を民側から捉えた刊行物には『青森県管内旧津軽藩林制要領』³⁾と『林政沿革一斑』⁴⁾がある。前者は後述する「山麓村長の委員会」が 1891 (明治 24) 年に旧弘前藩士の鳴海謙六・永澤孫三郎・葛西寅一郎・長尾義連の 4 氏に委託して作成したものであり, 1894 (明治 27) 年に刊行された。項目は「山林之性質及名称、需要供給、課役及禁止、罰則、雑例」についてである。

後者は官林解放運動が津軽地方から青森県全域に拡大していく明治中期から 1894 (明治 27) 年までの経緯を記したものであり, 我が国最初の地方山林団体⁵⁾である「青森県山林協会」の成立過程を知る上で重要である。

そのほか, 刊行物ではないが東北森林管理局青森事務所に保管されている「山林協会報告」⁶⁾がある。これは, 1898 (明治 31) 年に地元有力紙である東奥日報社が官林解放運動を伝えた記事の基礎資料となったものであり, 山林協会が作成したものだと考えられる。「山林協会報告」には明治 30 年前後の山林協会の活動が記されており, 官林解放運動が東北 6 県に拡大する様子が伺える。本稿では, 1894 (明治 27) 年までの事実は『林政沿革一斑』より, 1894 (明治 27) 年から 1898 (明治 31) 年までは「山林協会報告」を用いて記述する。

なお, 明治以降の資料には仕立見継山が単に見継山と省略して記載されている。本稿は近世からの歴史的展開を理解することを目的としており, そのため特に断りが無い限り引用文中の見継山はそのまま表記するが, 本文では仕立見継山に変換して表記することを断っておく。また, 漆

仕立山については、面積が狭小であること、殺掻き法による水漆の採取により大部分が枯死したことなどから以下では漆仕立山を除く仕立見継山・田山・試植林・及び屏風山に焦点を当て、その後の経緯を記述することとする。

4.1.1. 官林解放要求とその動き

青森県は気候的に農業生産が困難であったため、農村地域であっても林野に強く依存していた。官林直轄以降、住民の旧藩時代の入会慣行が制限されたことで、官有林野率の高い青森県ではとりわけ深刻な影響を及ぼした。

例えば、『黒石市史：通史編Ⅱ』⁷⁾によると、赤坂村は総世帯数45戸(明治2(1869)年当時)の比較的小規模な農村であり、総面積75町6反1畝2歩の林野を占めていた。官民有区分により、全体の約8割にあたる60町2反25歩が官林・官有地へ編入され、民有地は約2割の15町3反9畝7歩であった。官林・官有地へ入会慣行が禁止されたのだから、45戸の赤坂村は林野総面積の約2割で薪炭材や秣等を確保せざるを得なかった。しかし、1戸あたり3反4畝では、営農はおろか薪炭材を確保することさえ困難であったという。

赤坂村は特殊事例ではなく入会慣行の禁止による生活苦から、青森県各地で出稼ぎに行かざるを得なくなり故郷を捨てた農山村民が続出した⁸⁾。故郷に残った農山村民は、訴訟や陳情等により官民有区分の是正を求める一方で、自らの生産や生活を行うため旧入会林野への盗伐や境界侵犯などの強硬手段をとらざるを得なかった。このように、入会慣行の禁止により住民の生活が困窮したため、官林解放要求はしだいに高まっていった。

このような情勢の中、県庁は県民救済策として1880(明治13)年に被災者を対象とした下記の布達を發した。

「甲第十一号

管下人民火災に罹り家屋焼失候者へは今年より十年の間特別を以て1戸に付材木30本つゝを限り時価の半額を以て可払下旨山林局より通知越候条此旨布達候事

青森県令山田秀典代理

明治十三年二月六日

青森県大書記官郷田兼徳⁹⁾

この布達は被災者を対象としているが、同年10月には県民全体を対象に官林の枯損木に限り地元村々へ相当対価を以て払下げる確約が県庁と山林局青森出張所の間で締結し、下記の布達が發せられた。

「甲第百九十三号

官林枯損木人為に出たるものを除くの外全く自然の枯損に係はる分は地元村方へ相当対価払下の積山林局青森出張所に於て其筋打合済に付自今地元村方に於て望の向は一戸に付十本以内の割合を以て別紙書式に照準願出候は、何分の詮議に可及旨山林局青森出張所より照会越候條此旨布達候事

明治十三年十月十八日

青森県令 山田秀典¹⁰⁾

しかし、自然枯損木の払下げは、枯損木を欲するが為に森林に火を放つ者が現れ、また、払下げの便宜をめぐる贈賄が横行したため¹¹⁾、翌々年には「甲第99号布達」(明治15年5月13日)により払下げが停止された¹²⁾。盗伐及び森林火災の増加は青森県下の森林荒廃を招いた。

1884(明治17)年の勸業会において、青森県官員は県下の森林荒廃の原因に関して「県下100万町歩の森林のうち90余万町歩は官林であり、民林は僅か2万町歩にすぎない。明治初期官民有

の区分定まった後、盗伐の大害生じ、人民の懲罰を破るもの多く、旧制のごとく人民一般が官山も我が所有視するを得ば、古来の通り山林資源も豊かになるであろう¹³⁾と述べ、官民有区分により膨大な官林が形成されたことが森林荒廃の原因であると指摘している。すなわち、県庁は官林の管理経営のあり方について、住民に保護管理させ、その報酬として林産物の採取をみとめることで、住民は官山と雖も「我が所有視」して村掟・山法により十分に管理していた旧藩時代の林野制度への回帰を提言したのである。

1889（明治22）年、のちに山林局長となる高橋琢也が青森大林区署長に就任した。高橋は就任間もなく小林区署と住民との癒着を一掃するため、東京農林学校卒業生を小林区署長に採用し、各小林区を競争させ各種事業を実施させた¹⁴⁾。これにより、官・民の交渉の場は失われ、官林の管理を強化し住民の入会慣行の排除を徹底したため、これまで以上に官と民との関係は悪化し、ついには住民が団結してこれに対応することとなった。

1890（明治23）年12月には青森県林政の改正を帝国議会上に請願することを目的に、山下各村長から1郡3名の代表者を選任し、「山麓村長の委員会」（以下、委員会）が組織された。青森市で開催された委員会では、「一、大小林区制を廃し事務を地方庁に移すこと 二、見継山、試植林、田山、上地林、及慣行ある雑木山を民有に払下くる事」を決議し、翌年1891（明治24）年2月に数名の委員を上京させ請願書を帝国議会上に提出した。請願書は貴族院で可決されたが衆議院で審議未了となり、結局「取扱規程違反」として却下された。

この間に政府は官有地最初の引戻し処置として「地租改正ノ際官有ニ編入ノモノニシテ民有タルベキ證左ニ拠リ引戻請求ノトキハ調査伺出テシム」（明治23年4月15日、農商務省訓令第23号農商務大臣から府県あて）を公布して官民有区分の是正に着手したが、手続きが繁雑であったため出願は少数であった。本訓令による官地民木の引戻し請求は、一般官有地と同様に少数であったと考えられる¹⁵⁾。

その後、1893（明治26）年7月、委員会は「青森県山林協会」（以下、山林協会）と改組し、津軽五郡だけではなく「上北郡の防風林下北郡の官山に於ける其憂を共にするもの」と同盟を結び、活動範囲を青森県全域に拡大していった。活動資金には地方税より1,750円を充当することが青森県会で承認された。山林協会の概要は以下の通りである。

- 「一 本会の目的を達せんかため将来造林すへき官民有地所を調査し臺帳を調整する事
- 一 暴採盗伐森林荒廃の弊害を矯正すへき方法を講究し成案のものは之れか実施に着手する事
- 一 会員を奨励誘導し森林を増殖せしむる事
- 一 会員中造林着手のものに需要の苗木及種実を購求し之れを配布する事
- 一 将来の見込を立て需要の苗木仕立方に着手する事
- 一 民林保護の方法を講究し実施の手續を定むる事
- 一 会員に於いて植樹必要の為め山林原野借入又は払下を為さんとし会員自己の力に及ばずして本会に依頼ある時は之を周旋し相当の便宜を興ふる事
- 一 資金及会員募集に着手する事」

これをみると、解放運動だけではなく将来の森林資源の充足を視野に入れた造林に関する記述が中心になっている。実際に行われた普及活動や苗木の共同購入等の実績についての具体的な資料は未見のため定かではないが、官林解放運動と並行して民有林の資源拡充を視野に入れていたことは、民有林行政が弱体であった当時において評価されるべきであろう。

1898（明治31）年9月25日には国有林偏在地帯である東北六県の「東北山林同盟会」が組織

され、その決議書が残されている。山林協会は東北山林同盟会の中核を担ったようだが、その後の動向は詳しくはわかっていない。

以上のように、官林解放運動は、官林の管理強化と相応して津軽地方から青森県全域へと拡大し、山林協会の活動に当たっては県庁の財政補助を受ける形で展開された。山林協会と県庁の強固な連携は委員会組織当時から「一、大小林区制を廃し事務を地方庁に移すこと」を要望している点からも明らかである。県庁は官民有区分を是正し三等官林を民有に下渡すこと、県民の利用を保護して官民共利による官林管理の実施を求めていることがわかる。

4.1.2. 官林経営の展開

青森県下の官林は 1878 (明治 11) 年に内務省直轄となり、その管理のため青森地理局出張所 (翌年に山林局青森出張所に改称) が設置された。それまで県に管轄されていた官林各種事務は出張所に移管された。その後、1881 (明治 14) 年農商務省が設置されたことにともない、山林局青森出張所は農商務省青森山林事務所と改められた。このような変遷を経て、1886 (明治 19) 年に大小林区制が公布され青森県一円を管轄区域とする青森大林区署が開庁した。なお、宮城大林区署及び岩手大林区署の開庁はそれぞれ 1886 (明治 19) 年、1888 (明治 21) 年である。

青森県下の官行斫伐は官民有区分直後の 1876 (明治 9) 年から全国に先駆けて開始された。青森営林局作成の『樹齢百年』によれば、「明治 9 年には「手入伐木」のため、また、同 11 年から 2 年間は「老樹を洗伐」するため」¹⁶⁾ に津軽地方で官行斫伐を実施したとある。明治初期の官行斫伐の目的は、旧藩時代の留山制度により保護育成されてきた津軽半島の森林開発の準備段階であった。収益主義をめざす官林経営の基礎を確立する上で、住民の入会慣行が存在する林野の処置が重要課題であった。

「見継山試植林ノ処理ニ関スル件」¹⁷⁾ によると仕立見継山と試植林については 1899 (明治 32) 年までに計 7 回の調査が実施されている。調査にはかなりの経費を要したようで、たびたび本省に対して予算の増額を要求している。1879 (明治 12) 年の第 3 回調査により有償貸付とされた仕立見継山は合計 821 箇所約 10,000 町歩である¹⁸⁾。貸付区分は実施されたが、依然として仕立見継山及び試植林の境界は確定せず、官林の浸食や境界侵犯が横行した。

1884 (明治 17) 年には官林の浸食及び盗伐を防ぐことを目的に、本人及び戸長・監守人の立ち会いの下で仕立見継山及び試植林の第 5 回調査が実施された。本調査は境界の確定力を有し、樹木の官民有区分、区域内反別・樹種・本数が判明し、後に区域内全部の樹木は民木と認められた¹⁹⁾。

第 5 回調査の翌年 1885 (明治 18) 年に至り仕立見継山と試植林は基本的に払下げにより処理する方針が示され、青森山林事務所から県知事宛に下記の照会文が出されている。

「陸奥国津軽五郡見継山並試植林左記之通処分可致結了候条該郡一般へ御達相成度此段乃御照会候

十八年八月 日
青森県宛

青森山林事務所

一、見継山試植林ノ国有介在又ハ接続地ニ非スシテ差支無之ト認ムルケ所ハ仕立人ノ出願ニヨリ相当代価ヲ以テ可払下ニ付甲号書式ニヨリ出願ス可シ

一、見継山ノ内立木現存ノ地所ニシテ伐採地所返還難致分ハ五ヶ年以内相当ノ料金ヲ付シ更ニ借地許可可致ニ付乙号書式ニヨリ出願ス可シ

一、見継山ノ内現在ノ立木ヲ拳テ部分木ニ編入セン事ヲ請願スルモノハ差支無之ヶ所ニ限り許可ス可キニ付丙号書式ニヨリ出願ス可シ

一、前三項ニヨルヲ欲セサルモノハ丁号書式ニヨリ地所直ニ返還ス可シ

一、試植林ハ戊号書式ニヨリ官民ノ部合ヲ出願ス可シ

以上各自ノ願望ニヨリ来ル十九年一月三十一日限り可致出願右期限ヲ過キ出願不致モノハ本年二月二十八日限り地所返還ス可シ」²⁰⁾

これをみると、仕立見継山及び試植林は「国有介在又ハ接続地ニ非シテ差支無之ト認ムルヶ所」に限定して払下げにより官林から除去することで、経営の合理化を図ることとなった。当初、青森山林事務所は払下げ代金を1反歩に付8銭で本省に上申したが、本省の指令により11銭7厘に訂正されている(表-2)²¹⁾。仕立見継山のうち立木を伐採しがたい場合は5年の期間を定めて借地許可が出されている。

また、仕立見継山は住民の請願があれば林相に応じて2公8民から4公6民で部分木に編入し、官地民木の形態を解消させる方針が示されている。分収割合は下記の通りである²²⁾。

壹等：是ハ運輸ノ便及木質ノ善良ナル 桧、杉ノ兩種ハ都テ此部合ニ入ルモノトス(四公六民)
 貳等：是ハ一等ヨリ少シク劣レルヲ以テ定ムルモノトス(三公七民)

參等：是ハ前一、二等ニ対シ稍々劣レルモノニシテ運輸不便且他ニ売与スルモ遠隔ノ地ニシテ
 価格不相償カ如キモノヲ以テ定ムルモノトス(二公八民)

1897(明治30)年9月に青森大林区署長に就任した中根明は、官民の関係修復に尽力した人物の一人である。中根は官林払下げの意見書を主務大臣に提出し、農商務省に不要存置に属する仕立見継山及び試植林の縁故払下げを了承させ、また、縁故払下げに関する一切の事務を青森大林区署長に一任することを確約させた。これにより仕立見継山及び試植林の縁故払下げが決定し、1898(明治31)年9月11日、青森大林区署長中根明から青森県知事河野野一郎宛に縁故払下げを関係者に周知するよう依頼状が出され、各郡のとりまとめを山林協会に一任する協議が一定した。

「協議書

- 一 見継山試植林払下出願ニ関スル一切ノ事務ハ各村長ニ於テ委任ヲ受クル事
 - 一 山林協会ニ於テハ右払下取運上総務ニ当ル事
 - 一 山林協会費ノ未納ハ此際悉皆徴収ノ方法ヲ立ル事
 - 一 払下取運一切ノ費用及第二運動ノ費用ニ充ル為メ今回払下可相成地所ノ原簿反別ヨリ壹反歩金五銭ヲ徴スル事
 - 一 各郡従所ヲシテ便宜尽力セシムル事
 - 一 払下出願届ハ印刷ノ上協会ヨリ各村長ヘ廻付スル事
 - 一 第二運動トハ村受公有地上地林漆山田山館山等ノ引戻方取運ニ属スルヲ云フ
 - 一 原簿反別壹反歩金五銭ノ費用ハ各村長ニ於テ九月中取束ネ協会ヘ送付スヘキ事
- 明治三十一年九月十二日

山林協会幹事」²³⁾

依然として山林協会については不明な点が多く、協会の会員数及び会費等についてはわかっていない。ただ、「決議書」をみると、「山林協会ニ於テハ右払下取運上総務ニ当ル事」とあり山林協会が払下げの仲介者として実権を握っていたことがわかる。また、払下げ事務経費及び「第二運動」の資金にするため「原簿反別ヨリ壹反歩金五銭」を徴収している。仕立見継山及び試植林

の払下げの中には1反歩に付5銭以上出金する者もいた²⁴⁾ことから、山林協会は財政的基盤を着実に強固なものにしていった。

これまでの経緯を整理すると、青森山林事務所は1885(明治18)年の時点で仕立見継山を払下げ又は部分林に準じて処理する方針を示したが、実際に払下げ及び部分林に移行したのは1899(明治32)年に着手された国有林野特別経営事業による不要存置国有林野売払規則の施行を待たなければならなかった。下記資料はこの間に払下げが行われなかった理由を知る上で重要であろう。

「第八、見継山試植林縁故払下ノ利害

- 1) 縁故払下ノ利獨リ見継山試植林ニ限ラス総テ林野ノ内存置ヲ要セサルモノハ早晩国有ノ林籍ヨリ除却スヘキモノナリ之ヲ国有トナシ置クモ唯手数ヲ増スノミニシテ殆ント得失相償ハス寧ロ民有ニ払下ヲナスヲ得策トス

當地方民林ノ欠乏ヨリシテ官林ノ盜伐非常ニ多ク森林官ヲ視ル〔コト：加筆〕蛇蠍ノ如キ有様ナリシト雖之カ払下ヲ断行スルニハ其ノ感情ヲ和ケ且ツ幾分か民林ヲ増スカ故ニ盜伐ヲ減少スルノ利アリ

- 2) 縁故払下ノ弊害素ヨリ廢棄林ハ早晩処分ヲナスヘキモノナリト雖慎重ノ調査ヲナスニアラスンハ濫リニ官林ヲ蠹食スルノ恐アリ現ニ今回ノ縁故払下出願箇所ニ於テ実見スル所ナリ

廢棄林ノ処分ハ官ヨリ自動的ニ出テサル可ラス然ルニ今回ノ払下ノ如キハ民間ヨリ強請セラレ止ムヲ得スニ應シタルカ如キ傾アリ為メニ運動スレハ何事モ成就スヘシトノ感想ヲ人民ニ抱カシムルニ至レリ

山林協会ナルモノ中間ニ立テ周旋料ヲ徴収スルカ如キ一種謂フ可ラサルノ弊害ヲ生セリ薄給ノ森林監守等ヲシテ専ラ之ヲ立会官タラシメタルカ故ニ其間ニ往々弊害ヲ生シ又タ種々ノ風説ヲ生スルニ至レリ

- 3) 大林区署ノ処置不都會ナリシ〔昨年八月大林区署長ヨリ山林局長ニ提出シタル調査順序(別紙第五号)ヲ觀ルニ實地ノ調査ハ小林区署長ヲ主査トシ小林区署員ヲ副査トシ町村長等ヲ立会セシムルトアリ然ルニ實際ハ願人ヲシテ調査セシメ小林区署員ハ単ニ立会ニ止メ主客ヲ顛倒セリ是レ恰モ山林局長ヲ欺キタルモノ、如シ

又払下代価存廢ノ区分調査法等ハ内定ニシテ公然廣表スヘキモノニアラス然ルニ之ヲ一般ニ示達スルカ如キハ官ノ秘密ヲ漏洩シタルモノナリ²⁵⁾

まず、これをみると、官林の払下げは「民間ヨリ強請セラレ止ムヲ得ス」に実施されるに至ったことがわかる。大林区署は民側からの熾烈な払下げ請求を無視できなかったのであろう。

払下げの利点としては、官林経営が困難な林地の売却による経営の合理化及び民有林を増やすことで官林における盗伐を減少させることであった。払下げにより住民の「感情ヲ和ケ」る必要が生じたほどに官と民の関係が悪化していたのだろう。

一方、弊害としては、払下げにより官林が浸食されるおそれがあること、今回のように住民からの要請を聴くことになると「運動スレハ何事モ成就スヘシトノ感想ヲ人民ニ抱カシムル」恐れがあること、さらに山林協会が払下げ周旋料を徴収することを挙げている。仕立見継山及び試植林の払下げが実施された背景には、山林協会をはじめとする民側からの圧力が大きな影響を与えたことが伺える。

「薄給」²⁶⁾の森林監守人を立ち合わせることで「弊害」が生じるとあるが、中には賄賂のよう

なものがあつたのかもしれない。また、大林区署内でも今回の処置に関しては意見が分かれたの
だろうが、処置方法の矛盾を指摘している。

明治初期においては、仕立見継山は皆伐させて地盤を「返地」させる基本方針を示していた。
しかし、中期になると住民の感情を和らげ民有林を増やすことで盗伐を減少させることを目的に
地盤を払下げ、国有林の地籍から除去する方針へ転換されている。地盤の払下げは官林経営の合
理化を推し進める一方で、副次的に盗伐対策を含んでいたことがわかる。

4.2. 森林法及び国有林野法による官地民木の取り扱い

これまで、官地民木の取り扱いは旧藩時代の林野制度を基準として、仕立見継山は立木民有・
地盤は有償貸付の取り扱いがなされ、田山は禁伐林に編入され旧藩時代同様に立木民有で無償貸
付の取り扱いが継続された。

複数の林野制度から構成される屏風山は複雑な経緯をたどっている²⁷⁾。官地民木に編入され
た当初、仕立見継山に由来するものは有償貸付とされている。立木所有者は「後害ヲ顧ミズ目下
浮利ニ走り」て樹木を伐採し、防風防砂林としての機能を荒廃させた。1883（明治16）年、屏
風山の荒廃を危惧した住民達は、林政の弛緩による濫盗伐を防止することを目的に「無代拝借之
儀」を青森山林事務所に提出した。その後も数度の請願が続けられ、1888（明治21）年に農商
務大臣が容認し、翌年青森県知事を通じて認可指令が出され、屏風山の無償貸付が決定された。

1897（明治30）年に森林法が成立し、翌々年の1899（明治32）年には国有林野法も成立し、
わが国の統一的な林政の法体系が確立した。森林法及び国有林野法の成立により、これまで地方
林政による取り扱いが為されてきた官地民木を、新たに一国の法体系の基に位置づける必要が生
じた。以下、これら法体系の基での官地民木の取り扱いをみていくこととする。

4.2.1. 森林法

1897（明治30）年4月12日に「森林法」（法律第46号、明治31年1月1日施行）が公布され
ると、同法第30条（従来ノ禁伐林、風致林又ハ伐木停止林ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ保安林）に
該当する旧藩時代の田山は1897（明治30）年青森県告示第282号を以て保安林となり、屏風山
については1899（明治32）年の青森県告示第270号により保安林となった²⁸⁾。保安林に指定さ
れた官地民木（以下、官地民木保安林）は同法第29条（官地私木ノ森林ニシテ保安林ニ編入セ
ラレタルモノハ借地料ヲ免ス）により、無償貸付の取り扱いが為されることとなった。1907（明
治40）年森林法（明治40年4月23日、法律43号）全改交付においても、同法第31条（国有地
上ニ存スル森林ニシテ保安林に編入セラレタルトキハ政府ハ其ノ借地料ヲ免ス）により、官地民
木保安林の借地料免除の取り扱いが継続された。これにより官地民木は旧藩時代の林野制度では
なく、保安林編入の有無が有償・無償の貸付区分を規定することとなった。

さらに、官地民木保安林は森林法により皆伐が禁止されたことで、立木を皆伐して跡地を「返
地」させることが不可能となった。国が官地民木保安林を解消するには、保安林指定を解除して
皆伐後に地盤を「返地」させるか、保安林のまま地盤を払下げるかのいずれかとなった。このこ
とが、後に官地民木保安林の整理が進まなかった要因となる。

4.2.2. 国有林野法

1899（明治32）年に「国有林野法」（明治32年3月23日，法律第85号）が制定され，官地民木は国有林管理の中の「貸付使用」に分類されることとなった。ただし，国有林の貸付使用は有期・有償を原則とするが，官地民木については特異な取り扱いが為された。松波は明治期の国有林の貸付使用を説明した上で，以下の補足をしている。

「以上概説セル貸付、使用ノ外一種特異ノモノアリ即チ青森県下ニ於ケル仕立見継山、田山及屏風山ト称スル官地民木林ナリト是等ハ其ノ形式ニ於テハ貸付地タルヘキモノナリト雖通常ノ一時貸付若ハ年期貸付ト異ナル點ハ遠ク旧藩時代ニ成立シ今尚其ノ慣行ヲ存続セルモノニシテ仕立見継山ハ人民ノ請願ニ依リ官山ノ伐採跡地或ハ空地ニ自費植栽若ハ天然生樹木ノ養成ヲ許シ田山ハ水源涵養ノ目的ヲ以テ自費植栽ヲ許可シタルモノニ係リ其ノ性質頗ル相似タル所アルモ一ハ供用林タリ一ハ保安林タルノ差アリ屏風山ハ津軽半島ノ西岸日本海ニ瀕セル丘陵地ニ存在シ特種ノ歴史ヲ有スルモノニシテ傳ヘ曰フ天和二年津輕藩侯耕地ヲ開拓セムト欲セシモ潮風ト岩木風ノ被害甚シカリシヲ以テ丘陵地ニ森林ヲ仕立テ以テ耕地ノ保護トセラレシニ濫觸シ追年其ノ繁茂ニ從ヒテ保護ノ完全ヲ得村落ノ増加ト共ニ開墾ノ区域モ拡大セラルルニ至リ今日ニ於テハ一ノ廣大ナル防風林ヲ形成セリ而シテ其ノ立木所有者ハ箇人ナルアリ団体ナルアリテ一様ナラスト雖要スルニ元藩庁ノ保護ヲ受ケ人民ノ自費植栽セルモノニシテ是等ハ全ク特殊ノ貸付ニ属スルモノナリトス」²⁹⁾

松波（1990）が指摘するように，官地民木は国有林管理において「貸付使用」に区分されることとなったが，旧来の入会慣行が存在していたため国有林野法に制限されることなく「通常ノ一時貸付若ハ年期貸付ト異ナル」取り扱いが為されることとなった。

さらに国有林管理経営上の問題となったのは官地民木保安林の存在である。官地民木の取扱については，混乱がみられたようで1908（明治41）年に下記の通牒が出されている。

「森林法取扱ニ関スル件通牒

従前ノ田山・見継山其他ノ官地民木林ノ関スル取扱方ニ付テハ、往々誤解ノ向モ有之哉ノ趣ヲ以テ、特ニ其ノ筋ヨリ申越シノ次第モ有之候条、右ハ森林法ノ規定モ有之候ニ付、左記事項承知ノ上諸事不都合無之様取扱可被致候

記

- 一、従前ノ田山・見継山其他ノ官地民木林ノ仕立人ニシテ、其立木竹ヲ所有スル為メ地上権、貸借権其他土地ニ関スル使用又ハ収益ヲ為ス権利ヲ有スルトキハ、森林法第二条ノ規定ニ依リ、其ノ権利者即チ仕立人ヲ以テ森林法ニ依ル森林所有者トス
- 二、前項ノ森林ハ営林監督上其他所有区分ニ依リ、又公有林・社寺有林若クハ私有林トス
- 三、前項ノ森林及保安林ニ属スル場合ニ於ケル樹木伐採其他ノ出願ハ、森林法第二十六条ノ規定ニ依リ地方長官ニ提出スベキモノトス」³⁰⁾

これにより，官地民木の立木所有者は森林法第2条の「森林所有者」と位置づけられ，且つ，官地民木の「伐採其他ノ出願」は地方長官に一任されることとなった。すなわち，官地民木の法的性格は国有地上に民有森林所有者が存在するという状態に置かれることとなった。その結果，筒井（1978）が指摘するように，官地民木は「管理上の面から官地民木林を見れば土地は国有であっても毛上立木は民有であることから森林法上は民有保安林（仕立見継山は普通林：加筆）として県の監督下におかれることになり，国有林の管理は及び難い反面，県行政も国有地に対するという点で監督の外におかれる」³¹⁾ こととなったのである。

注・引用文献

- 1) 成田生 (1916) 旧津軽藩林制一般. 青森林友 14. 青森営林局, 青森. pp.31-34.
- 2) ここでいう官林とは, 官民有区分により官有地に編入された官有林野を指す。
- 3) 鳴海兼六・永澤孫三郎 (1891) 青森県管内旧津軽藩林制要領. 白取高明氏蔵薬師堂村乳井村官山御引戻申請書から転写. (青森県立図書館所蔵) .
- 4) 長尾義運 (編) (1894) 林政沿革一斑. 46pp., 青森県山林協会事務所, 青森.
- 5) 黒瀧秀久 (2005) 弘前藩における山林制度と木材流通構造. 177pp., 北方新社, 青森. pp.25-28.
- 6) 青森大林区署販売係 (1899) 明治三十二年青森県見継山試植林縁故払下書類: 四冊ノ内式. (東北森林管理局青森事務所所蔵) .
- 7) 黒石市 (編) (1988) 黒石市史通史編Ⅱ. 997pp., 黒石市, 青森. pp.184-186.
- 8) 東津軽郡と北津軽郡の山林所在26村から北海道へ出稼ぎに行った者は, 1890年3,723人, 1891年4,049人, 1892年4,330人となっている(深浦町(編)(1977)深浦町史上巻. 920pp., 深浦町, 青森. pp.303-304.)。
- 9) 長尾義運 (編) (1894) 前掲書. p.17.
- 10) 長尾義運 (編) (1894) 前掲書. pp.17-18.
- 11) 長尾義運 (編) (1894) 前掲書. p.18.
- 12) 青森県史編さん近現代部会 (編) (2002) 青森県史資料編近現代1. 761pp., 青森県, 青森. p.257.
- 13) 筒井迪夫 (1978) 日本林政史研究序説. 227pp., 東京大学出版会, 東京. pp.10-11.
- 14) 大日本山林会 (編) (1931) 明治林業逸史続編. 516pp., 大日本山林会, 東京. pp.299-304.
- 15) 蟹田村塩越集落(現, 蟹田町) では, 「国有森林原野下戻法」(明治32年4月18日, 法律第99号) 施行以前に180町歩の仕立見継山の下げ戻しに成功していることから, 本訓令によるものではないかと推測される。
- 16) 「樹齢百年」編集委員会 (編) (1986) 樹齢百年: 青森営林局の一世紀. 402pp., 林野弘済会青森支部, 青森. p.231.
- 17) 青森大林区署, 見継山試植林処理方針自明治四十三年至大正五年: 一冊ノ内一号. (東北森林管理局青森事務所所蔵) .
- 18) 青森大林区署, 見継山試植林処理方針自明治四十三年至大正五年: 一冊ノ内一号. (東北森林管理局青森事務所所蔵). 「改租当時ニカカル仕立見継山並ニ試植林ノ郡別箇所数」参照.
- 19) 青森大林区署, 見継山試植林処理方針自明治四十三年至大正五年: 一冊ノ内一号. (東北森林管理局青森事務所所蔵) .
- 20) 塩谷勉 (1959) 前掲書. p.476. なお, 案文のため日付の記載無し。
- 21) 青森大林区署, 見継山試植林処理方針自明治四十三年至大正五年: 一冊ノ内一号. (東北森林管理局青森事務所所蔵). 「見継山試植林縁故払下ニ関スル意見書」参照.
- 22) 塩谷勉 (1959) 部分林制度の史的研究: 部分林より分収林への展開. 654pp., 林野共済会, 東京. p.474.
- 23) 青森大林区署販売係 (1899) 明治三十二年青森県見継山試植林縁故払下書類: 四冊ノ内式. (東北森林管理局青森事務所所蔵) .
- 24) 青森大林区署販売係 (1899) 明治三十二年青森県見継山試植林縁故払下書類: 四冊ノ内式. (東北森林管理局青森事務所所蔵) .
- 25) 青森大林区署販売係 (1899) 明治三十二年青森県見継山試植林縁故払下書類: 四冊ノ内式. (東北森林管理局青森事務所所蔵) .
- 26) 当時の監守人の給与についての数少ない研究として, 坂本達彦 (2006) 明治前期における森林監守人の活動: 飯田出張所を事例に. 徳川林政史研究所研究紀要 40. pp.129-135. がある。
- 27) 明治初期の屏風山の取り扱いについては, 松原邦明 (1968) 国有地入会の典型としての屏風山の権利関係に関する研究: 屏風山北部を中心として. 弘前大学教育学部紀要 19 (A). pp.4-7. に詳しい。
- 28) 青森県治山林道協会 (編) (1991) 緑と水と土と: 青森県の治山史. 511pp., 青森県治山林道協会, 青森. pp.59-60.
- 29) 松波秀実 (1990) 明治林業史要上巻. 587pp., 原書房, 東京. pp.577-578.
- 30) 青森県史編さん近現代部会 (2003) 青森県史資料編近現代2. 809pp., 青森県, 青森. p.546.
- 31) 筒井迪夫 (1978) 前掲書. p.57.

5. 第3期：不要存置官地民木林の大規模払下げ（1899～1945）

5.1. 国有土地森林原野下戻法

政府は官民有区分のさらなる手直しを求める国民の要求に応えるため、1899（明治32）年に「国有土地森林原野下戻法」（明治32年4月18日、法律第99号）を施行した。国有土地森林原野下戻法は、官民有区分により官有地に編入された土地・立木のうち、官民有区分当時に所有または分収していた事実を証明しえる者は、1901（明治34）年までに申請すれば、審理の結果その事実があれば下戻しを認めるというものである。

青森県からの申請件数は、合計2,910件（個人2,637件、集落231件、社寺42件）に上り、全国総件数20,675件の約14%以上に及んだが、下戻しに成功したものはわずかに100件不足¹⁾であった。

蟹田町では、官民有区分当時に証文を提出しなかったため、地盤・立木ともに官有地へ編入された旧藩時代の仕立見継山を、この時期になり第3種「従来 of 慣行により特別縁故あるもの」として下戻し申請をしている²⁾。

碓ヶ関村では、国有土地森林原野下戻法による官地民木の無償下戻しを申請したにもかかわらず、当該森林が不要存置に区分されているという理由で後述する不要存置国有林野売払規則による有償払下げの手続きがとられている³⁾。

以上より、国有土地森林原野下戻法による官地民木の下戻し申請が行われたが、青森県全体で下戻しに成功した国有林はわずかに100件であり、一部で立木に限定した下戻しが行われた⁴⁾が、国有土地森林原野下戻法により下戻しに成功した官地民木は少数であったと考えられる。

5.2. 不要存置国有林野売払規則による官地民木の大規模払下げ

1899（明治32）年から開始された国有林野特別経営事業の活動資金を補う目的で、「不要存置国有林野売払規則」（明治32年8月3日、農商務省令第27号）が公布された。払下げ方法は、原則として不要存置を縁故者へ所有権移転する方法がとられた⁵⁾。

第2期で述べたように、仕立見継山・試植林は不要存置国有林野売払規則の対象となり、払下げが実施されることとなった。表-3から不要存置国有林野売払規則による払下げ実績を知ることができる。

青森大林区署は1900（明治33）4月16日から1904（明治37）年2月15日までに計8回に渡り「見継山試植林縁故払下願処分ノ義ニ付上申」を農商務省大臣に提出し、いずれも許可を受けている。払下げ面積は仕立見継山と試植林を合わせておおよそ5,600町歩で、払下げ価格は8,000円に上る。1900（明治33）年の1年間に約3,000町歩の払下げが実施されており、不要存置国有林野売払規則公布当時に最も積極的に払下げが行われたことがわかる。区分別にみると、仕立見継山が約4,000町歩で全体の7割前後を占めている。

7年後には、「国有林野台帳規則」（明治39年9月21日、農商務省令第27号）が公布され、官地民木林台帳が整備された。官地民木林台帳は有償貸付と無償貸付の部に区分され、一筆ごとに面積・樹種・貸付料・樹木所有者の欄が設けられており、本台帳を基に官地民木林の払下げ又は下戻しが効率的に行われるようになった。

不要存置国有林野売払規則による仕立見継山の払下げが実施される中、部分林への移行により官地民木の形態の解消が進んだ地域もある。南津軽郡では1912（明治45）年、明治時代中期か

ら進められてきた仕立見継山の部分林への一本化が、「部分林設定契約」という形で実を結んだ⁶⁾。南津軽郡における「部分林設定契約」により弘前・大鰐両営林署管内の仕立見継山が官地民木の形態を解消し、新たに部分林契約となった。

5.3. 『青森大林区署統計書』よりみる官地民木林箇所数・面積の推移

官地民木に関する統計は1909（明治42）年度から1911（明治44）年度は官地民木保安林のみ、1912（大正元）年度から1977（昭和52）年までは官地民木の箇所数・面積がとられている（但し、1942～1949年は統計書が刊行されておらずデータなし）。特に1912（大正元）年度から1940（昭和15）年度までのものは、田山・屏風山（1934年までは包含）・仕立見継山別にそれぞれ保安林又は保安林解除、要存置又は不要存置に分けて統計がとられており、大正期から昭和初期にかけての官地民木の変遷を追ううえで重要である。

明治末期の数値をみてみると、1909（明治42）年度末現在、8,412町歩の官地民木保安林が確認できる（表-4）。同年度の青森県国有保安林面積が18,894町歩であるから、国有林総面積の数百パーセントに満たない官地民木が保安林面積の約45%を占めていることがわかる。このことは、国有林の管理経営が開始された当初において、官地民木が国有林における国土保全等の公益的機能を担っていたことを示唆しており、青森県における保安林の歴史を考えるうえでも重要な意味がある。

1912（大正元）年度の数値をみてみると田山及び屏風山の箇所数・面積は997箇所・8,467町歩、仕立見継山の箇所数・面積は193箇所・3,092町歩あり、合計で1,190箇所・11,560町歩の官地民木が確認できる（表-4及び表-5）。

まず、仕立見継山については、1912（大正元）年度末現在、要存置は148箇所・2,599町歩、不要存置は45箇所・492町歩であり、合計193箇所・3,092町歩となっている。前項で述べたとおり、1900（明治33）年以降に実施された不要存置国有林野売払規則により5年間で418箇所・3,490町歩（実測3,965町歩）が払下げられ、不要存置林の大部分は既に売り払われている。明治初期には12,467町歩の仕立見継山が存在したことを考えると、1899（明治32）年以前に約半数の6,000町歩の仕立見継山が「返地」又は払下げにより、官地民木の形態が解消されていたことが推測される。

次に、田山及び屏風山は、1912（大正元）年度末現在、997箇所・8,467町歩となっており、官地民木の大部分を占めていることがわかる。1921（大正10）年度以降は田山と屏風山の表記が分かれ、田山に由来するものは50箇所・3,871町歩、屏風山に由来するものは868箇所・3,822町歩となっている。ここで注目すべきは、箇所すなわち一筆ごとの面積の差異である。多少強引ではあるが、総面積を箇所数で除すと、1箇所あたり田山は77.42町歩、屏風山は4.40町歩となる。さらに、立木所有者についてみてみると、田山は「村中」形態が大半であるが、屏風山は「村中」形態や記名共有・単独個人名義のものなど極めて複雑な権利関係を有している⁷⁾。田山・屏風山はともに官地民木保安林であるがその性質は異なっているといえる。この差異は旧藩時代における成立原因、すなわち田山は田畑用水のために造成された水源林であり、屏風山は農地や家屋を保護する防風防砂林として砂丘地帯に造成されたことに由来している。屏風山の払下げがなかなか進まなかった要因として、このように一筆ごとの面積が狭小であり、且つ権利関係が極めて複雑であったことが指摘できる。

大正期以降、青森大林区署は田山の払下げに着手するとともに、仕立見継山の存廃区分を変更

して官地民木の払下げを進めることとなる。

5.3.1. 「不要存置保安林売払処分に関する件」による減少

これまで、保安林の存廃区分は「保安林ト雖利害ノ関係極メテ小ナルモノハ存置ヲ要セサルモノトス」⁸⁾に従っていたため、海岸付近に立地する保安林等は不要存置に区分される例が多かった。国土保全への影響を懸念した山林局は1912(大正元)年に不要存置国有保安林の売払処分を一時停止させ、1914(大正3)年に「不要存置保安林売払処分に関する件」(大正3年3月30日、林第1090号山林局長通牒)を通達した。本通達は、不要存置国有保安林の売払規定を厳格にし、必要に応じて要存置・不要存置の変更を求めるものである。

表-4をみると、1913(大正2)年には既に保安林解除がなされていた568町歩が、翌年には299町歩に減少しており、地盤の「返地」又は払下げが行われたことを示している。

1915(大正4)年以降、保安林解除の対象となった官地民木は、「例規第52号」(大正4年9月15日、林第1102号山林局長宛署長)⁹⁾により2ヶ年の期間内に立木の撤去を実施した立木所有者には借地料は徴収せず、2ヶ年を経過しても立木の撤去が完了していない場合には「土地貸付ノ方法ニ依ラス」に保安林解除の翌日に遡り借地料が徴収されることとなった。文中に「土地貸付ノ方法ニ依ラス」と記されているのは、満期後に官地民木の形態を継続させないことを明記するためだと推測される。さらに、保安林解除後の地盤の払下げ方針は示されておらず、立木伐採後に地盤を「返地」させる方針転換がなされている。

大正3年通達に関連して、1916(大正5)年には約3,800町歩の不要存置官地民木保安林が要存置に変更されている。この変更は、屏風山官地民木林を所管する鱒ヶ沢小林区内でなされており、屏風山官地民木林の区分変更が行われたことを示している。

以上より、1914(大正3)年の不要存置保安林売払処分に関する件の通達により、保安林解除の規定が厳格となり、保安林解除後の官地民木の払下げが停止され、土地を「返地」させる基本方針に転換した。さらに、この時期に屏風山官地民木林が要存置に変更された。

5.3.2. 仕立見継山の存廃区分変更

1920(大正9)年、青森大林区署は官地民木の更なる払下げを実施すべく、要存置に区分されている仕立見継山を不要存置に変更する処置を講じた。表-5より存廃区分の変更が確認できる。以下資料は国有林管理経営の中で官地民木(普通林)がどのように位置づけられていたかの一端を知ることができる。

「青森県下ニ於ケル国有林野中仕立見継山不要存置ノ件

青森県下に於ける国有林野中旧藩政時代人民に土地を使用せしめ造林を許可したるものにして仕立見継山なる名称を有し現在官地民木^[ママ]材の取扱をなせるものあり其の由来する所甚古く権利者は世襲的に之を保有し来れる関係上土地に対しては殆ど所有権同様の観念を持し引上げ難き事情の極めて濃厚なるものありて国の自営に適せざるのみならず国有林野内に如此所有権に近き官地民木^[ママ]材を包擁するときは徒に管理並経営の障害を為すを以て今回全部の調査を遂行し不要存置と為すべきもの別冊調書の通49箇所、2606町3反12歩あり右は明治32年以来屢閣裁を経たる不要存置林野とは多少其の性質を異にせる特殊のものにして関係各省共協議を尽したるに付同年批第2号閣裁に基き不要存置に決定するの閣裁を請ふ

大正9年5月21日 農商務大臣山本達雄」¹⁰⁾

地盤所有者である国有林側から官地民木（普通林）をみると、所有権の如き観念が存在し、権利は世襲的に引き継がれるため国有地に「引上げる」（「返地」させる）ことが極めて困難である。このような官地民木を国有林に包擁することは「管理並経営の障害」とであると明記されている。すなわち、国有林経営が収益主義を貫徹する方向に進んでいた時代において、経営計画の障害となる官地民木は不要存置に変更し、払下げにより国有地籍から除去した方が得策であると判断したにほかならない。本通達が出された1920（大正9）年を境に、仕立見継山は不要存置へと変更され、払下げにより官地民木の形態が解消されることとなった。

第2次世界大戦前後（1942～1949年：昭和17～23年）は統計書が刊行されておらず官地民木の箇所数・面積の推移を把握することはできなかった。蟹田町では、戦時中の軍需用材の不足から官地民木も供木の対象とされた¹¹⁾ことから、津軽地方全域でも官地民木が供木の対象となり、伐採後に官地民木の形態が解消された林野があったのではないかと推測できる。

注・引用文献

- 1) 蟹田町史編纂委員会（編）（1991）蟹田町史.1623pp., 蟹田町, 青森.p.872.
- 2) 蟹田町史編纂委員会（編）（1991）前掲書,pp.873-874.
- 3) 杉本壽（1965）林野所有権の基礎的研究：森林の名称ならびに性質とその所有権的分析.114pp., 青森営林局, 青森.p.29.
- 4) 蟹田町史編纂委員会（編）（1991）前掲書,p.900.
- 5) 青森県農林部林務課（編）（1970）青森県における入会林野等の実態：青森県内林野入会慣行調査報告.356pp., 青森県農林部林務課, 青森.p.37.
- 6) 杉本壽（1965）前掲書,pp.29-30.
- 7) 松原邦明（1968）国有地入会の典型としての屏風山の権利関係に関する研究：屏風山北部を中心として.弘前大学教育学部紀要19（A）. pp.7-8.
- 8) 松波秀実（1990）明治林業史要下巻.1086pp., 原書房, 東京.p.638.
- 9) 青森大林区署（1916）青森林友12,pp.73-74.
- 10) 国立公文書館デジタルアーカイブ・システムより閲覧可能。（2008年10月22日取得）
http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/MetaOutServlet?GRP_ID=&DB_ID=G9100001EXTERNAL&IS_STYLE=default&IS_TYPE=meta&XSLT_NAME=MetaSearchSimpleFrame.xsl&ID=&act=meta&DEF_XSL=default
- 11) 蟹田町史編纂委員会（1991）前掲書,p.897.

6. 第4期：国有林解放運動を契機とした官地民木の消滅（1945～1993）

6.1. 東北地方における国有林解放運動の展開

戦後、農地改革に関連して、農家経済の確立と農山村の民主化を図るため国有林野の解放を要望する声次第に高まっていった。地方自治体においても基本財政を造成する目的で国有林野の解放を要望する動きが出はじめていった¹⁾。

1950（昭和25）年、青森県知事の主導により、東北6県知事が東北地方に偏在する国有林野を全国平均になるまで無償又は低価で解放するよう政府に要望し、「東北地方国有林野特別措置法」の制定を国会に陳情したことで、国有林解放運動は政治問題として表面化していった。

このように戦後の国有林解放運動は、明治初期の官民有区分による国有林野の地域的偏在に端を発するものの、官地民木の取り扱いも政治的性格を強めていった。戦後の国有林解放運動の詳

細は別稿に譲り、本稿では官地民木の変遷に関する事実関係のみ整理することとする。

6.2. 国有林野整備臨時措置法による官地民木の減少

「国有林野整備臨時措置法」（昭和26年6月23日，法律第247号）は，1951（昭和26）年から1955（昭和30）年までの限時法で，国がとくに経営することを必要としない国有林野を，地元優先を原則とし適正に経営できると認められた市町村・都道府県・その他の者へ売り払い・交換ができると定められている。官地民木も同法の対象となり，立木所有者に限定した払下げが開始された。

「昭和二十七年三月廿四日

青森県 経済部長

官地民木保安林の整備について

昭和二十六年六月二十三日法律第二百四十七号により交付された国有林野整備臨時措置法により青森営林局においては官地民木林の官地の払い下げについて関係町村部落に交渉中とのことであるがこの件について関係者より様々問い合わせがあるので青森営林局にその意向をただした結果次のとおりの方針が確定しているので立木所有権者の指導に十分留意せられたい。

- 一、 官地は払下げ希望者のある場合にのみ払下げするものであること。
- 二、 官地の払下げは森林所有者である場合に限り払下げする、林木所有者でない第三者の場合は払下げしない。
- 三、 官地民木林の立木所有権は土地の所有者が変わっても林木の所有権には何の変更のないものであること。従って立木所有者でない第三者が土地の払下げを受けても何ら利益のないものであること。」²⁾

青森県全体の官地民木林面積は，1952（昭和27）年から1954（昭和29）年の3ヶ年で，5,995haから4,038haとなり，1,957haが減少している³⁾。この面積は，国有林野整備臨時措置法により青森県全体で払下げられた国有林野3,890ha⁴⁾の実に50.6%を占めている。

このように，1951（昭和26）年から1955（昭和30）年にかけて国有林野整備臨時措置法による官地民木の払下げが進み，大正時代初期には増川営林署を除く12営林署（当時）に存在した官地民木も，1956（昭和31）年には市浦営林署41ha，中里営林署200ha，黒石営林署333ha，鱈ヶ沢営林署3,091ha（そのほとんどを屏風山官地民木林が占める）に残すだけとなった。

6.3. 「屏風山整備に関する覚書」締結による屏風山官地民木林の解消

屏風山官地民木林は権利関係が複雑なためになかなか整理が進まなかったが，1958（昭和33）年「屏風山国有林用途廃止の上売払処分について」（青森営林局長から林野庁長官あて）により屏風山国有林のうち保安林（第1線防風林）を除き売り払うことが得策であるとの上申がなされた。

翌年1959（昭和34）年3月に「屏風山整備に関する覚書」が青森営林局と地元町村との間で締結され，屏風山官地民木林3,390haが関係町村へ売り払われることとなった。売り払われた官地民木のうち，普通林野は個人有に分割され，保安林は部落有林とされた。その後，部落有林や

財産区として、又は生産森林組合を組織し管理経営されている⁵⁾。

1959（昭和34）年の屏風山官地民木の払下げが契機となり、市浦・中里・黒石の各営林署に残っていた官地民木の地盤が立木所有者へと払下げられた。1960（昭和35）年以降は深浦町北金ヶ沢の官地民木25haと鱈ヶ沢町黒森の官地民木32haを残すだけとなった。

その後、1973（昭和48）年、北金ヶ沢官地民木が払下げられ、1993（平成5）年には黒森官地民木の地盤が鱈ヶ沢町へ払下げられたことにより日本における官地民木は消滅した。

注・引用文献

- 1) 林野庁調査課（編）（1956）国有林野整備臨時措置法（法律第247号）に基く国有林野整備の顛末.315pp., 林野共済会, 東京. pp.1-23.
- 2) 「官地民木保安林の整備について」（鱈ヶ沢町役場所蔵）
- 3) 3ヶ年で減少した官地民木の大部分は「国有林野整備臨時措置法」によるものだが、一部にそれ以外の払下げが含まれていると考えられる。
- 4) 80年史編集委員会（編）（1966）80年史.338pp., 青森営林局, 青森. p.45.
- 5) 緑化研究運動会（2005）屏風山地域における「エコシステムマネジメント」の確立に向けた研究.84pp., 緑化研究運動会, 青森. pp.11-23.

7. 考 察

7.1. 官地民木の歴史的変遷

まず、青森県津軽地方における官地民木の成立とその後の歴史的展開を整理しておきたい。

弘前藩は御本山への造林・保護管理を奨励し、個人・村は藩の許可を得たうえで御本山の無立木地等に試仕立てを行い、成林後は抱山・仕立見継山として毛上立木を使用収益する事が可能であった。また、藩は田畑用水のための水源林や防風防砂林の造成を積極的に奨励し、これらの管理及び収益は個人・村に置かれた。弘前藩ではこのような利用及び造林の慣習が制度化され、江戸末期には成立原因と利用慣行が異なる9つの林野制度が存在していた。

明治に入り、青森県津軽地方では地盤所有の確証の有無を基準に官民有区分が行われ、その結果、大部分の林野が官有地に編入された。その際、藩有地に住民が自費植栽・保護管理してきた実績のある仕立見継山・田山・漆仕立山及び複数の林野制度からなる屏風山の立木は民有に下げ渡され、地盤所有権と毛上権の分離した官地民木として取り扱われることとなった。国有林偏在地帯の青森県津軽地方では国有地上における旧藩時代の入会慣行が官地民木という極めて特異な形態ではあるが、制度として継続されることとなった。官林経営が強化され国有地における住民の入会慣行が閉め出される中で、官地民木は資源の供給地として重要な役割を果たしていたことが伺える。

明治中期以降、青森県津軽地方では官林解放を要求する山下村々の代表者から成る山麓村長の委員会が組織され、官地民木を対象とした官林解放運動が展開されていった。1893（明治26）年、山麓村長の委員会は青森県山林協会に改組し、県庁の財政支援を受ける形で官林解放運動を展開していった。青森県山林協会が主導した官林解放運動は1899（明治32）年の不要存置国有林野売払規則施行に伴う仕立見継山・試植林の大規模払下げというかたちで実を結んだ。同規則施行から4年間で約5,600町歩の仕立見継山・試植林が個人・村に払下げられた。

戦後の官地民木の払下げは、一般国有地と同様の経緯をたどり、大規模払下げは大きく分けて以下の2つの施策に集中している。

まず、1951（昭和26）年の国有林野整備臨時措置法施行により払下げられた国有林野の約半数を占める1,957町歩の官地民木が同法により立木所有者へ随意契約で払下げられた。

次に、1958（昭和33）年には屏風山整備に関する覚書が青森営林局と地元町村の間で締結し、権利関係が複雑なためなかなか整理の進まなかった屏風山官地民木林のうち第1線保安林を除く3,390町歩が地元町村へ払下げられた。

その後、屏風山官地民木林の払下げが契機となり、各地で官地民木の払下げが実施され、1993（平成5）年に鱒ヶ沢町黒森の官地民木林32町歩の地盤が鱒ヶ沢町へ払下げられたことで、日本における官地民木は消滅した。

7.2. 青森県津軽地方における官地民木の成立要因

次に、青森県津軽地方に官地民木の大部分が集中した要因を考察することとする。

これまでみてきたように、仕立見継山・田山・漆仕立山及び屏風山は官民有区分により官地民木に編入された。松原（1966）が指摘するように、地盤所有権の帰属については旧藩時代における「土地所有の確証の有無が官民有区分の決定的な査定基準」¹⁾となったわけだが、このように地盤所有権と毛上権が異なるという地租改正事務局の所有権的解釈には疑問が残る。杉本（1976）によると「土地所有権と毛上権との分離存在は、また東北林野の一大特徴でもあり、東北地方以外にあっては稀少の事例でしかない」²⁾とあり、東北地方には青森県津軽地方以外にも地盤所有権と毛上権の分離存在がみられたことが伺える。しかし、地盤所有権と毛上権の分離存在が、官民有区分以降も官地民木として確立し、その後も長きにわたり大規模に存在したのは青森県津軽地方だけである。

まず、これまでの経緯を整理すると、地盤所有権と毛上権の分離した措置は「管下官林処分方之義ニ付伺」（明治9年2月25日）の一等官林内試植林の取り扱いに見ることができる。結果的には代木と相殺することになったのだが、立木は民有として下げ渡し、地盤は三等官林に編入する基本方針が示されている。1876（明治9）年4月18日の内務省回答には田山の立木民有が明記され、同年7月3日地租改正事務局回答には仕立見継山を地盤所有権と毛上権の分離した形で措置する方針が示された。その後、1882（明治15）年に屏風山及び漆仕立山が官地民木に編入された。

上記の経緯を踏まえ、筆者は1876（明治9）年に地租改正事務局から出された「従前純前タル官地へ自費ヲ以テ苗木植付培養等ノ成跡アルモノハ立木ハ無代下渡地所ハ官有ニ可相定」^[ママ]との仕立見継山に関する回答が青森県津軽地方に官地民木が誕生した根拠であると考えられる。

仕立見継山・田山・漆仕立山及び屏風山はそれぞれ成立の原因および目的において違いはあるが、住民の自費による植栽・保護管理という点ではまったく同じである。地租改正事務局は1876（明治9）年の回答で、住民による自費植栽及び保護管理の確証がある林野の立木無償下渡を指示しているのだから、成立原因や目的の違いはあるものの藩有地に住民が自費植栽・保護管理した林野はすべて本回答が適用されると考えられる。すなわち、地域・成立原因・目的に関わらず藩有地に住民が自費植栽・保護管理の実績のあるものはすべて官地民木へ編入されたと解することができる。

次に、青森県津軽地方で官地民木が誕生した要因について考察を加える。まず、旧藩時代の林野制度そのものに隣県の旧藩時代と異なる要素がある。仕立見継山・田山・漆仕立山は藩と民との間に分収林契約が結ばれておらず、いくつかの規制は存在したが管理収益の主体が住民にあった林野である。弘前藩の支藩である黒石藩の仕立見継山証文の中には「三公七民」の分収割合が

記載されていたため、性質上は弘前藩の仕立見継山と同様であるが、官地民木の経過をたどらずに部分林として処理されている³⁾。つまり、弘前藩の仕立見継山・田山・漆仕立山は藩と住民との間に分取林契約が結ばれていなかったため、地租改正事務局は部分林として処理することができなかった。地租改正事務局としては、できることならば弘前藩の仕立見継山・田山・漆仕立山を黒石藩と同様に部分林として処理したかったが、証文の中に分取割合が記載されていなかったため、官地民木とせざるを得なかったのではないかと推測する。

さらに、官地民木という特殊な形態が青森県にのみ成立した要因として、青森県下の官民有区分の査定が非常に厳格であった点が挙げられる。1876(明治9)年の官民有区分の際、南部藩の林野制度である見守山は岩手県下では民有林として処理されているが、青森県下では官地未定木と査定され、1889(明治22)年に至り有償払下げの取り扱いがなされている⁴⁾。すなわち、各県における民有地設定基準の差異がその後の官有地・民有地面積に大きく影響したといえる。

また、その後も官地民木として継続された要因として、青森県内の官有地は1878(明治11)年7月より内務省青森地理局出張所(翌年青森山林局出張所と改称)の直轄となり、隣県岩手県(明治21年官林直轄化)や宮城県(明治19年官林直轄化)のように地方庁主管による官有地の民有移譲が行われなかったことをあげることができる。

最後に東北各地には点として地盤所有権・毛上権の分離した林野は存在したが、面として地盤所有権・毛上権の分離した林野は青森県津軽地方の屏風山しか見当たらない。約4,000町歩の広大な屏風山が官地民木となったことで、青森県津軽地方における官地民木は大規模に存在し得たのである。

このように、官地民木が国土保全上重要な田山・屏風山を含むかたちで大規模且つ津軽地方全域に存在したため、国は住民の入会慣行及び国土保全の観点からその後の官林経営の中で官地民木の毛上権を無視することができなかったと史料される。

7.3. 国有林管理経営の中での官地民木の取り扱い

国有林管理経営の中で官地民木がどのように取り扱われてきたのか、その変遷を時期区分ごとに整理していきたい。繰り返しになるが、官地民木は近世における成立の原因を基準に3つに分けることができる。1つは薪炭材や非常時のための資材として利用することを目的に植栽された仕立見継山に由来するもの、2つめは田畑用水のための水源涵養林として植栽された田山に由来するもの、そして3つめは居住地と農地の防風防砂林として造成された屏風山である。

前史において、弘前藩は藩有地への住民自費植栽を積極的に奨励し、成林後には地盤所有権に直接間接関係なく植栽者の使用収益を認めていた。仕立見継山・田山・屏風山は成林原因・入会慣行・目的に違いはあるものの、住民の自費による植栽・保護管理という点で共通している。

地盤所有者である弘前藩からみると、仕立見継山は藩の財政支出なしに森林資源の荒廃を防ぎ、必要とあれば資源の供給源として御用材生産が行える。田山・屏風山の造成は新田開発や農業生産力向上に不可欠であり、間接的に年貢米の増加に寄与するに利便がある。一方、立木所有者である村・個人から仕立見継山・田山・屏風山をみると、貢租を納める必要が無く、田山・屏風山には厳しい利用制限が敷かれたが柴草の採取や枯損木の利用は認められており、資源としての利用価値は十分にあった。

第1期の官民有区分により、仕立見継山・田山・屏風山は地盤所有権と毛上権が乖離したまま地盤は官有地に編入され、毛上立木の使用収益権は立木所有権として植栽者である村・個人に引

き継がれた。立木所有者の権利は区域内全ての樹木が対象となり権利は世襲的に引き継がれる点で仕立見継山・田山・屏風山に違いはない。

しかし、地租改正事務局の取り扱いに違いがみられた。田山・屏風山は旧来の入会慣行が保証されたが、仕立見継山に限っては満期後に「返地」させる目的で借地料を徴収し、「返地」による官地民木の形態の解消が実施された。旧藩時代にはいずれも貢租が免除されていたわけだから、仕立見継山の植栽者の権利はかなり後退したといえる。

地盤所有者である国側から官地民木をみると、田山・屏風山は国土保全や洪水制御の観点から禁伐林として存置する利便がある。しかし、仕立見継山は公益上利害関係が少なく、国は地盤所有者と雖も自ら伐採し利益を得ることはできず、官有地として存置しておく必要がなかった。このように、官地民木である仕立見継山と田山・屏風山の間に取り扱いの差異が生じた要因は地盤所有者からみた官地民木の性質が異なっていたからだと考えられる。

第2期では森林法が制定され、田山・屏風山が保安林に指定された。さらに、同法29条により官地民木保安林の借地料免除が明記されたことで、立木所有者は借地料を支払わずに国有地上の森林所有者として存在することができた。

第3期、大正期以降になると、保安林指定の有無が国有林管理経営の中での取り扱いに明確な差異を生じさせた。官地民木のうち保安林に指定されたもの、すなわち田山・屏風山に由来するものは不要存置であっても売り払いが一時停止され、屏風山については要存置に区分変更がなされている。地盤所有者である国は、官地民木保安林を国土保全のために必要であると認め、存置しておくことが得策であると判断したのである。保安林指定が解除された官地民木は、「例規第52号」(大正4年9月15日林第1102号山林局長宛署長)により貸付契約によらずに立木を撤去させ、地盤の売り払いは行わずに国有地として確保する方針に転換した。一方、仕立見継山は国土保全等の公益性が少なかったことから、国有林の「管理並経営の障害」とみなされ、不要存置に再区分がなされた。その後は積極的な売り払いにより国有地籍から排除されている。このように、同時期に保安林指定の有無を基準とした官地民木の取り扱いの違いが見られた。

以上のように、官民有区分以降の官地民木の取り扱いは一様ではなかった。森林法制定以前にあっては、旧藩時代の林野制度を基準として仕立見継山は有償貸付、田山・屏風山は無償貸付として取扱われた。1897(明治30)年森林法制定以降は、保安林指定の有無が国有林管理経営の中で決定的な意味を持つようになったのである。

7.4. 国有地入会権からみる官地民木の意義と今後の課題

ここで、国有地上に入会権が存在することを判示した屏風山の判決内容を整理しておきたい。以下、立木所有権の性質に関連した部分を抜粋する。なお、係争地は青森県西津軽郡木造町(現つがる市)広岡部落内の屏風山官地民木林である。

「最高裁昭和48年3月13日判決

民有地に編入された土地に從前入会慣行があつた場合には、その入会権は、所有権の確定とは関係なく從前どおり存続することを当然の前提としていたのであるから、官有地に編入された土地についても、入会権の消滅が明文をもつて規定されていないかぎり、その編入によつて、入会権が当然に消滅したものと解することはできないというべきである。もつとも、その後官有地上の入会権を整理し、近代的な権利関係を樹立しようとする政策に基づいて、從前入会権を有していた村民の官有地への立入りを制限し、あるいは相当の借地料を支払わせて入山を認

めることとした地域があり、このような地域においては、従前に入会権が事実上消滅し、あるいはその形態を異にする権利関係に移行したとみられるが、一方、官有地に編入されたとはいえ、その地上に村民の植栽、培養を伴う明確な入会慣行があるため、これが尊重され、従前の慣行がそのまま容認されていた地域もあり、このような地域においては、その後も官有地上に入会権が存続していたものと解されるのである。」⁵⁾

中尾(2004)は「官有地への立入りを制限し、あるいは相当の借地料を支払わせて入山を認めることとした地域があり、このような地域においては、従前に入会権が事実上消滅し、あるいはその形態を異にする権利関係に移行したとみられる」について不必要な論旨であると指摘している⁶⁾。

筆者は、傍論部が官地民木のことを例示的に述べているとするのであれば、係争地である屏風山官地民木林において国有地上に入会権が存在し得た重要な指摘であると考えている。本稿で明らかとなったように、官地民木の貸付区分は、住民の入会慣行や立木に対する権利意識の強弱に関わらず林野の公益性に大きく左右されてきた。田山・屏風山はいわゆる公益的機能発揮を目的に造成・保護管理されてきたため、官民有区分後も住民の権利が有償貸付や共用林・部分林などの国有林野法上の権利に転化せずに継続されてきたのである。このような事情があったからこそ、全国的に官有地上の入会慣行が閉め出される中で、田山・屏風山を起源に持つ官地民木の国有地入会権が存続し得たのではないだろうか。

今後は、入会林野の公益性について他の事例と比較検討を行い、林野の有する国家的公益性と地域社会における公益性がどのような歴史的変遷を経て形成されてきたのか、村落社会の近代化により森林に求められる機能がどのように変遷してきたのかについて研究を続けていきたい。

注・引用文献

- 1) 松原邦明(1966)国有林法制の当面する若干の問題(その1).弘前大学教育学部紀要16(A).p.4.
- 2) 杉本壽(1976)林野所有権の研究.883pp.,清文堂出版,東京.p.54.
- 3) 杉本壽(1965)林野所有権の基礎的研究:森林の名称ならびに性質とその所有権的分析.114pp.,青森営林局,青森.p.25.
- 4) 塩谷勉(1959)部分林制度の史的展開:部分林より分収林への展開.654pp.,林野共済会,東京.pp.444-448.
- 5) 裁判所判例検索システム.最高裁昭和42年(オ)531号同48年3月13日第三小法廷判決・民集27巻2号271頁(2008年10月22日取得)
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070220115347.pdf>
- 6) 中尾英俊(編)(2004)戦後入会判決集第1巻.403pp.,信山社,東京.pp.214-216.

謝 辞

本稿で用いた資料の閲覧にあたって、東北森林管理局青森事務所及び青森県県史編さんグループのご協力をいただいた。東京大学林政学研究室の永田信教授、古井戸宏通准教授、竹本太郎特任助教及び東京大学名誉教授大橋邦夫氏には本稿をまとめるにあたってご助言をいただいた。厚く御礼申し上げます。

要 旨

官地民木とは、国が土地を所有し、住民がそこに生立する立木を所有する形態の森林であり、制度上は国有林に区分される。官地民木は、わが国の林政史において極めて希な形態であり、そ

の大部分は青森県津軽地方に偏在している。本論文は、資料に基づいて、官地民木の歴史的展開を整理し、その成立要因及び国有林管理経営における取り扱いを明らかにした。官地民木の成立は、藩有地に住民が自費で植栽・保護管理してきた林野を、明治初期の官民有区分に際して土地所有権は官有地に編入し、使用収益権は立木所有権として住民が継承したことに始まる。官地民木の形態が青森県津軽地方に偏在し、その後も制度として存続した要因として、藩と住民との間に分収契約が結ばれておらず政府は部分林として処理できなかったこと、青森県下における官民有区分の査定基準は極めて厳格であり、その後も官林直轄が早期に実施されたことで地方庁主管による官有地の民有移譲が行われなかったこと、が挙げられる。官地民木は、森林法制定以前においては旧藩時代の林野制度を基準とし、制定以後にあっては保安林編入の有無を基準として有償貸付・無償貸付の区分がなされており、このことは林野の有する公益性が国有林管理経営における官地民木の取り扱い区分の決定要因となったといえよう。

キーワード： 官地民木・弘前藩・国有地入会・官林解放運動・不要存置国有林野の売り払い
(2009年2月19日受付)
(2009年5月11日受理)

Summary

Kanchiminboku was a system of mixed ownership forest, whereby the forestland was owned by the state, while the stumpage on the land was owned by the village or local residents. This unique combination of national and private ownership was created in the Tsugaru area of Aomori prefecture in Northern Japan, but the existence of such an ownership system within National Forest management was extremely rare in Japanese forestry. This paper aims to determine the reasons why *Kanchiminboku* was established in the Tsugaru area, and to explain the stumpage rights under National Forest management. The establishment of *Kanchiminboku* began after the Meiji Restoration in 1876 when landownership rights and use rights were conferred on forests which residents had traditionally planted and cultivated at their own expense. The main reasons why the *Kanchiminboku* system emerged here and not elsewhere were the lack of any profit-sharing contracts between the Hirosaki fief and local residents, the stringent division of national and private land in Aomori prefecture, and the fact that *Kanchiminboku* was established soon after the designation of the National Forest thus precluding further negotiations. The fiefdom forest system which had been in operation prior to the establishment of the Forest Law in 1897 was replaced by a rent payment system dependent on the presence of protective forest. Thus public benefit in National Forest management can be seen as the deciding factor in the establishment of *Kanchiminboku*.

Key words: kanchiminboku, Hirosaki fief, the right of common in national forest, release campaign of national forest, sale of unreserved national forest

表-1 弘前藩林野制度の沿革
Table 1. Result of establishment of land ownership during Meiji period in Tsugaru area

弘前藩の林野制度	明治9年官民有区分調査の結果	面積
御手山	官山即官林	御手山と見継山の合計で、66万1,841町7反4畝29歩（官林一二三等）
見継山	官山即官林	
抱山	私山即民有林	不明
仕立見継山	官地民木	1万2,467町6反6畝6歩
田山	民有禁伐林	5,238町9反1畝16歩
館山	禁伐林	不明
漆仕立山	未定山	490町5反6畝21歩
試植林	官地官民部分林	2,516町6反5畝15歩

出典：1876(明治9)年官民有区分調査の結果は、成田生(1916)旧津軽藩林制一般・青森林友 14. 青森営林局、青森.p.31.を参照した。面積は青森大林区署販売係(1899)明治32年青森県見継山試植林縁故私下書類：四冊ノ式。(東北森林管理局青森事務所所蔵).より1874(明治7)年末現在の結果を抜粋した。

注1：弘前藩では御本山内の伐採中の箇所を御手山と呼称した。支藩黒石藩では御本山同様の意味で御手山が用いられていたようである。ここで用いられている御手山は本藩における御本山を指すと考えられる。

表-2 仕立見継山・試植林の払下げ土地代金
Table 2. The price of sale of Unreserved National Forest

林野	土地代金	立木代金
廃棄仕立見継山	1反歩二付11銭7厘	民木故二代価ナシ
		檜葉1尺メニ付 60銭
		杉1尺メニ付 50銭
廃棄試植林	同上	松1尺メニ付 30銭
		雑木1棚ニ付 40銭
		小柴1束ニ付 5厘

出典：塩谷勉(1959)部分林制度の史的研究：部分林より分取林への展開. 654pp., 林野共済会, 東京.p.474.

注1：尺メは、1尺×1尺×12尺で0.334m³。

注2：棚は、2.783m³である。

表-3 不要存置国有林野売払規則による仕立見継山・試植林の払下げ実績
Table 3. Sale of Unreserved National Forest of Shitate-mitugiyama and Shishokurin

年月日	区分	払下箇所数	実測面積(町)	台帳面積(町)	払下価格(円)
1900(明治33)年 4月16日	仕立見継山	149	780.3219	707.8901	912.976
	試植林	350	219.8113	181.9015	257.182
	計	499	1,000.1402	889.7916	1,170.158
1900(明治33)年 5月7日	仕立見継山	40	178.6400	132.6407	209.011
	試植林	100	74.6312	59.1301	87.309
	計	140	253.2712	191.7708	296.320
1900(明治33)年 8月11日	仕立見継山	52	666.2702	595.9115	779.536
	試植林	134	213.3813	122.6215	418.762
	計	186	879.6515	718.5400	1,198.298
1900(明治33)年 9月4日	仕立見継山	36	185.9302	138.0814	217.539
	試植林	154	281.3605	206.5807	329.194
	計	190	467.2907	344.6621	546.733
1900(明治33)年 10月6日	仕立見継山	11	109.3923	78.7806	127.996
	試植林	100	264.2705	167.4300	661.836
	計	111	373.6628	246.2106	789.832
1901(明治34)年 4月16日	仕立見継山	61	1,181.6625	1,145.1224	1,382.558
	試植林	89	456.5221	292.3003	1,613.691
	計	150	1,638.1916	1,437.4227	2,996.249
1902(明治35)年 7月16日	仕立見継山	27	825.7108	651.5700	964.905
	試植林	44	181.9903	112.6208	299.575
	計	71	1,000.7011	764.1908	1,264.480
1904(明治37)年 2月15日	仕立見継山	42	37.3216	40.7425	43.674
	試植林	5	1.3914	1.0701	9.765
	計	47	38.7200	41.8126	53.439
総計	仕立見継山	418	3,965.2705	3,490.7602	4,638.195
	試植林	971	1,693.3726	1,143.6710	3,677.314
	計	1389	5,658.6501	4,634.4312	8,315.509

出典:青森大林区署作成:自明治33年至同37年青森県見継山試植林縁故払下書類/4冊ノ1.(東北森林管理局青森事務所所蔵).を参照し著者作成。

表-4 田山・屏風山の箇所数・面積の推移(1912-1940)
 Table 4. Trends in number and area of Tayama and Byoubusan (1912-1940)

単位:町歩(1909~1928)
 ha(1929~1939)

年度	保安林				保安林解除				計	
	要存置		不要存置		要存置		不要存置		箇所	面積
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
1909(明治42)									(993)	(8,412.5027)
1910(明治43)									(970)	(8,131.2013)
1911(明治44)									(969)	(8,127.3230)
1912(大正元)	77	4,029.6927	884	3,989.9411	3	42.9801	33	405.1326	997	8,467.7605
1913(大正2)	77	3,562.3810	884	4,187.7121	-	-	26	568.2004	987	8,318.3005
1914(大正3)	71	3,425.1015	880	4,153.1221	7	128.0319	18	171.6308	976	7,877.9003
1915(大正4)	73	3,714.5328	878	3,862.2312	7	131.2819	15	167.8725	973	7,875.9324
1916(大正5)	943	7,417.6417	5	158.0329	6	94.3513	12	118.6318	966	7,788.6717
1917(大正6)	914	7,597.9929	1	5.6818	7	97.0105	9	92.0824	931	7,792.7816
1918(大正7)	901	7,180.3325	1	5.6818	21	574.0118	8	85.1618	931	7,845.2019
1919(大正8)	901	7,180.3325	1	5.6818	21	574.0118	7	67.1814	930	7,827.2215
1920(大正9)	894	7,174.1629	1	5.6818	14	511.0728	7	67.1814	916	7,758.1129
1921(大正10)	24	2,787.5716	4	540.2324	10	344.6721	12	199.3520	50	3,871.8421
	868	3,822.4720	-	-	-	-	-	-	868	3,822.4720
1922(大正11)	23	2,784.0813	4	536.2324	9	348.2313	11	193.0520	47	3,861.6110
	868	3,822.4720	-	-	-	-	-	-	868	3,822.4720
1923(大正12)	23	2,852.9319	4	536.2324	9	348.2313	6	192.3501	42	3,929.2527
	852	3,730.5011	-	-	-	-	-	-	852	3,730.5011
1924(大正13)	23	2,852.9319	4	536.2324	9	348.2313	6	192.3501	42	3,929.7527
	852	3,626.5422	-	-	-	-	-	-	852	3,626.5322
1925(大正14)	26	2,852.9319	4	536.2324	9	348.2313	6	192.3306	45	3,929.7402
	852	3,726.5422	-	-	-	-	-	-	852	3,726.5422
1926(昭和元)	23	2,856.3027	4	536.2324	9	348.2313	5	172.3306	41	3,913.1110
	809	3,626.6807	-	-	-	-	-	-	809	3,626.6807
1927(昭和2)	20	2,652.3714	5	414.5719	8	361.5405	5	172.3306	38	3,600.8214
	762	3,540.6125	-	-	-	-	-	-	762	3,540.6125
1928(昭和3)	20	2,652.3714	3	231.4302	8	361.5405	5	172.3306	36	3,417.6727
	733	3,509.4722	-	-	161	169.1717	-	-	894	3,678.6509
1929(昭和4)	20	2,630.092	3	229.518	8	358.554	4	133.483	35	3,351.647
	733	3,480.473	-	-	318	336.110	-	-	1,051	3,816.583
1930(昭和5)	20	2,630.092	3	229.518	8	358.554	3	132.086	34	3,350.250
	747	3,482.882	-	-	105	168.319	-	-	852	3,651.201
1931(昭和6)	20	2,630.092	3	126.774	8	358.587	2	125.300	33	3,240.753
	519	3,346.082	-	-	333	305.619	-	-	852	3,651.701
1932(昭和7)	20	2,608.262	3	126.774	6	186.582	2	125.300	31	3,046.918
	510	3,341.208	-	-	342	310.493	-	-	852	3,651.701
1933(昭和8)	22	2,608.062	2	40.109	5	106.435	2	125.300	29	2,879.906
	510	3,341.208	-	-	342	310.493	-	-	852	3,651.701
1934(昭和9)	21	2,632.321	2	40.110	5	106.435	1	116.424	29	2,895.290
	510	3,341.208	-	-	342	310.493	-	-	852	3,651.701
1935(昭和10)	21	2,632.050	2	40.110	5	106.435	1	116.424	29	2,895.019
	510	3,341.208	-	-	342	310.493	-	-	852	3,651.701
1936(昭和11)	21	2,631.623	2	40.110	5	106.435	1	116.424	29	2,894.592
	510	3,341.208	-	-	-	-	342	252.413	852	3,593.621
1937(昭和12)	21	2,631.643	2	40.110	4	216.480	-	-	27	2,888.233
	510	3,341.208	-	-	41	254.504	592	297.911	1,143	3,893.623
1938(昭和13)	21	2,631.247	1	5.639	4	216.480	-	-	26	2,853.366
	510	3,341.208	-	-	41	254.504	303	210.790	854	3,805.810
1939(昭和14)	21	2,641.247	1	5.639	4	216.480	-	-	26	2,853.366
	510	3,341.203	-	-	41	254.504	303	210.097	854	3,805.629
1940(昭和15)	21	2,631.247	1	5.639	4	216.480	-	-	26	2,853.366
	510	3,341.208	-	-	41	254.504	303	210.097	854	3,805.809

出典:『青森大林区署統計書』(1914~1939)を参照し著者作成。

注1:1921(大正10)年以降は上段が田山,下段が屏風山をさす。

注2:括弧()内の数字は官地民木保安林の数値である。

表-5 仕立見継山の箇所数・面積の推移(1912-1940)
 Table 5. Trends in number and area of Shitate-mitugiyama (1912-1940)
 単位:町歩(1912~1928)
 ha(1929~1940)

年度	仕立見継山					
	要存置		不要存置		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
1912(大正元)	148	2,599.7409	45	492.8016	193	3,092.5425
1913(大正2)	148	2,833.5328	28	394.8705	176	3,228.4103
1914(大正3)	147	2,786.8014	23	395.1212	170	3,181.9301
1915(大正4)	142	2,650.9309	22	374.7804	164	3,025.7113
1916(大正5)	143	2,524.3814	18	325.4520	161	2,849.8404
1917(大正6)	114	2,301.6611	15	354.5214	129	2,656.1825
1918(大正7)	108	2,175.9120	13	277.0012	121	2,452.9202
1919(大正8)	107	2,144.9729	11	188.2524	118	2,333.2323
1920(大正9)	107	2,162.0410	10	187.7012	117	2,349.7422
1921(大正10)	7	123.6714	109	2,155.6715	116	2,279.3429
1922(大正11)	8	125.5602	103	1,875.8209	111	2,001.3811
1923(大正12)	8	125.5602	98	1,791.8112	106	1,917.3714
1924(大正13)	6	109.6805	95	1,800.6102	101	1,910.2907
1925(大正14)	3	92.7203	98	1,819.0807	101	1,911.8010
1926(昭和元)	1	2.7203	100	1,908.3313	101	1,911.0516
1927(昭和2)	1	2.7203	30	615.0213	31	617.7416
1928(昭和3)	1	2.7203	25	450.6100	26	453.3303
1929(昭和4)	1	2.699	18	366.033	19	368.732
1930(昭和5)	1	2.699	19	366.916	20	369.615
1931(昭和6)	1	2.699	12	327.438	13	330.137
1932(昭和7)	1	2.698	8	133.681	9	136.379
1933(昭和8)	2	31.999	5	67.193	7	99.192
1934(昭和9)	2	31.998	5	67.193	7	99.191
1935(昭和10)	2	31.998	4	66.967	6	98.965
1936(昭和11)	2	31.998	4	66.967	6	98.965
1937(昭和12)	1	2.425	1	22.508	2	24.933
1938(昭和13)	1	2.425	1	22.508	2	24.933
1939(昭和14)	1	2.425	1	22.509	2	24.933
1940(昭和15)	1	2.425	1	22.508	2	24.933

出典:『青森大林区署統計書』(1914~1939)を参照し著者作成。